

第八十七回国会 内閣委員会 議 録 第 五 号

昭和五十四年四月十一日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 藏内 修治君

理事 唐沢俊二郎君

理事 竹中 修一君

理事 岩垂壽男君

理事 新井 彬之君

理事 逢沢 英雄君

理事 稲垣 実男君

理事 福田 一君

理事 上田 卓三君

理事 八百板 正君

理事 鈴切 康雄君

理事 中川 秀直君

出席國務大臣

國務大臣 三原 朝雄君

(総理府総務長官)

出席府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

清水 汪君

内閣法制局長官

真田 秀夫君

内閣法制局第二部長

味村 治君

総理府総務副長官

住 栄作君

内閣総理大臣官房総務審議官

大濱 忠志君

官内庁次長

山本 悟君

沖繩開発庁総務局長

龜谷 禮次君

委員外の出席者

外務大臣官房外務参事官

枝村 純郎君

文部省初等中等教育局教科書検定課長

上野 保之君

文化庁文化部長 大谷 利治君

内閣委員会調査室長 長倉 司郎君

委員の異動

四月十一日

辞任

塚原 俊平君

補欠選任

石川 要三君

同日

辞任

塚原 俊平君

補欠選任

石川 要三君

本日の会議に付した案件

元号法案(内閣提出第二号)

○藏内委員長 これより会議を開きます。

元号法案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。梅野泰二君。

○梅野委員 きのうの委員会質疑を聞いています。政府側答弁には多くの点で釈然としないことがございますので、そのあたりから質問させていただきます。

元号に関する世論調査のことが問題になりましたが、政府がやられた世論調査で最終のものはいつでございますか。

○清水政府委員 昭和五十二年八月で実施をいたしました。

○梅野委員 この当時は、政府はまだ法制化という腹を最終的に固めていない時期でございます。この調査は法制化の可否も尋ねていない、こういうことでございますが、しかし、きのうも幾つか

○清水政府委員 お答えを申し上げます。

その点につきましては、あるいは御指摘のように、私ももととして国民に対する説明がまだ努力が足りなかったという御指摘であれば、反省をいたさなければならぬと思います。ただ一言私どもの立場で申し上げさせていただきますと、政府といたしまして法制化の方針を決めて、その法案を国会に提出するというふうな方針を決めた後におきましては、その法案自体に対する賛否を政府みずから一般的な世論調査の形で聞くということとは、いろいろ考えてはみましたけれども、従来からのいろいろのいきさつ等もございまして、そういうことはやはり自制した方がいだろうというふうな判断も持ったわけでございます。むしろ国会における御審議をお願いするという立場をとったわけでございます。

それからまた、それにいたしましても、各種の

機関におきまして世論調査が行われたという点につきましては、一般国民の関心がそれだけ高いということを反映するということでございます。

その点は私ももととして評価をいたしますので、昨日も若干の私どもの立場からした受けとめ方という点につきましては御説明を申し上げたわけでございますが、私どもとしては、第一点は、元号の存続を希望するという大多数の国民の意思というものをまず確認できているという点が言えるかと思えます。問題はその存続を図る方法をどうするかという点についていろいろの意見の分かれている点があるように見受けられるわけでございますが、その点につきましては、どうしても事柄がなかなか的確に調査しにくいというような技術的な問題があるかというふうに思っています。そういうことでございますが、大筋としてはこの世論調査の結果というものを、存続を希望するという点と、その存続のためにははっきりしたルールが必要だというふうに受けとめておる意見が大半であるという点は評価をいたしたい、このように思っております。

○梅野委員 存続を希望するという点と、その方法として法制化するという点とは決定的に違うんだということとは、きのうも再三議論になったわけです。その法制化に対して国民の多くが反対しているという。そこで長官は、この国会審議を通じて国民にさらに理解を願うのだ、こういうふうにおっしゃいますが、この国会審議を通じて国民の世論動向が法制化賛成の方に変わるかどうかというのとは、一体どこで判断されますか。少なくとも過半数を超える国民が法制化には反対というのが現状と見なければいけませんね。調査の仕方が技術的にむずかしいとおっしゃるけれども、一体どこがむずかしいのか。なぜ、こういう状況

が生じた以上、政府としても世論調査その他の方法ができないのか。当然政府としても世論調査をやる、そうすべきじゃないですか。

○清水政府委員 大臣がお答え申し上げます前に、私から補足させていただきたいと思ひますが、ただいま御質疑の技術的かどうかという点があるかという点でございますので、その点につきましまして概略申し上げますと、元号は存続した方がいいが、その方法としては、たとえば政令でもいいではないかという御意見があるわけでございますが、この点につきましては、現在の法制のもとにおきましては、法律に全く根拠がない場合、その場合におきまして、直接に政令というものをつくりまして何か事を決めるということとはできないことになっていくわけでございます。つまり、政令というのは、憲法を実施する、あるいはさらに一般に法律を実施するため、あるいは法律の委任に基づく場合ということになってございまして、直接に、法律の根拠なくして政令で事を最初から始めるという方法は、ちょっと実行できないのではないかとこのように解しているわけでございます。

それから、存続はするがその方法としては内閣告示という方法でもよいのではないかと御意見もあるわけでございます。この点につきましては、昨日も御答弁申し上げたわけでございますが、方法としてそれが不可能だということを申し上げたことはございせんですが、やはり国民が存続を希望している、その元号存続の要望にこたえる方法といたしましては、内閣告示という方法は内閣の判断によって左右されるわけでございますので、その存続について安定するという保障がございせん。つまり元号というものを存続させていくという場合におきまして、安定性あるいは明確性という点におきまして問題があるわけでございます。

それからもう一つ、存続はした方がいいのだけれども、特に格別のことをしなくとも慣習的に使っていけばいいのではないかと御意見もござい

ます。その点につきましては、現在、昭和という元号は現実には事実たる慣習として使われておるわけでございますから、その点につきましてはもう問題はないわけでございますけれども、さて、その次の元号、つまり一般のアンケートでも、次の天皇あるいは天皇がかわった場合でもということと存続の問題を聞いておるわけで、それに対して大多数の方が存続を希望している、そういう場合の存続の問題でございます。そういういたしますと、昭和の次の元号を決めるということが必要になるわけですが、決めるということにつきましましては現在慣習として何かルールがあるかということになりますと、定かではございせん。そういうような点が技術的にはございせんので、私どももいたしましては、しかし存続を希望するということと、そのための何らかのルールが必要だという認識は皆さんが持っていられたいという点を受けとめて、その方法としては、政府は政府なりにどういう方法が最善であるかということとを従来慎重に検討してきました結果、今回御提案申し上げている法案をお願いするということになったわけでございますので、この点を補足させていただきます。

○三原國務大臣 お答えをいたします。

確かに御指摘のように、世論調査の結果というのを踏まえてまいりますと、一社が出されたものには六〇％近い法制化賛成もございせん。その他は大体二〇％台であるということも、私も承知をいたしておるわけでございます。そこで、もちろん御指摘なさいましたようにわれわれ法制化について慎重に検討をいたしました。そうした立場で、いま政府委員が申し上げましたように、存続を大多数の方が希望をしておられる、その国民の方々の御意向の中に、世論調査によると法制化について過半数の方が賛成というアンケートの結果も出れば、そうでない二〇％台というようなアンケートも出る。そういうことを考えてまいりますと、結局、法制化についてやはり十分な御理解を願うとともに、政府が何ゆえに法制化するかと

いうことを明確にすべきであらう。そういう点で、先ほども申し上げておりますように、法制化することによって、国民が存続を希望されるその根拠と申しますか、よりどころを明確にして差し上げる責任が政府にはあるという立場で、ではその方法をどういう形でやるかと言へば、最も民主的な方法であらうと思ひますから、国会の場において審議を賜るというような処置に出るべきであらう。

それから、法制化ということがどういう意味を持つのかという点が非常に問題がありまして、先ほど申し上げておりますように、アンケートをする際のアンケートの出し方によって、いろいろ変化もいたしてまいっておるわけでございます。それから、そういうようなことを勘案してまいりますれば、国民の方々に使用上のことで義務的なことあるいは強制的なものは一切ございせんので、そういう事情を国会の場で皆さん方に申し上げ、そして国会の場で、主権者である国民を代表する国会において御決定を願うということが最も民主的な方法であり、なおまた存続を希望される国民の方々に、明確な元号の制度的な一つの安定した体制をつくっていくことになるわけでございます。この点、国民の期待にもこたえることになりはしないか、そういうようなことを考えて最終的に法制化に踏み切ったわけでございます。

○梶野委員 これは中日新聞ですけれども、三月二十七日付、世論調査会の調査を出した日の新聞ですが、結論的にこういうふう書いてあるのです。

ちなみに法制化賛成の意見は自民党支持層の三分の一、民社党支持層の四分の一程度で、元号法案に賛成の立場をとっている公明、新自由の支持層でも二割に達しておらず、法案をゴリ押ししてまで成立させるような性質のものではない、というのが多くの国民の偽らざる心境といえよう。

いまいろいろアンケートの技術的な問題を言われましたが、存続派が多いということについては、世論調査を盛んに持ち出されるのです。法制化反対については、何だかアンケートによっていろいろな回答が出てくるというふうな、そういう評価しないような言い方をなさっておられますが、これは余り手前勝手な考え方だと思ひます。私は結局、こういう各社の世論調査が出てくる以上は、政府がもう一回世論調査をおやりになるべきだと思う。ただし、やれば法制化に反対という意見が過半数を占めるおそれがある。そのことがこわいからおやりにならぬのじゃないか、こう思わざるを得ない。もしどうしても政府がおやりにならないというならば、やはりこれだけ各社がやってほぼ同じような、多少パーセンテージが違つたって同じ結果が出るのでありますから、このところは、この法案をこり押しするという態度をもう一回再検討すべきだと思ひますが、この点、いかがですか。

○真田政府委員 お答えを申し上げます。思ひますが、元号制度を今後とも将来にわたって存続するということと、それから法制化するかどうかという点とはもちろん別問題でございます。同時に、法制化することと、それから何らかの形で国民に強制するかどうかという点とは、これはまた明らかに別の問題でございます。御提案申し上げております法案は、御承知のとおり、将来にわたって元号という制度の基礎を法律で書いていただくというにとどまるものでありまして、使用の点については何ら触れてはいるものではございません。

そこで、まず理論的に考えますと、将来にわたって元号制度の存続を希望する国民が非常に多いということは、現在の陛下が御存命中はもちろんのこと、将来御不幸があらましても御存続された次の陛下の時代になった場合でも、なお存続したいという意味合いにはかならないと解されるわけでございます。そういう場合のことを考えますと、やはり制度として元号というものはつきり

しておくということが、その制度の継続性なり安定性を保つ上においてぜひ必要であるということから法制化に実は踏み切ったわけでございます。まして、どうも法制化というふうに何か使用を強制するのではないかとというふうにお考えになる向きがあるのではないかとこの話も聞きますが、そういうものではないのであって、よく法案を御理解願えれば、これは国権の最高機関である国会が将来にわたる元号制度の基礎を固めていただくという、ただそこまでのものでございますので、決して強制とか使用を義務づけるとか、そういうものとは全く関係がございません。その点をよく御理解願いたいと思います。

○梅野委員 いま審議室長も言われましたように、内閣告示という方法でもできるというのは、もう政府もお認めになっているわけですから、法制化することに反対だという国民の意識は、幾ら説明されても、この法案の出し方なりその後の経過を見て、この法案に対する疑問が払拭し切れないところにあるのですよ。

これは七十九年の三月二十九日の朝日新聞ですが、「二十九字」という小さい記事がございますが、こういうことを言っています。

おそらく、史上最も字数の少ない法案だろう。その無類の簡潔さに、こんどはかえってクビをかしげる人が多いのではないかと。

「元号の存続は、国民多数の世論」と政府はいう。しかし、だからといって国民が法制化を是認しているとはいえない。法制化ということになれば、元号使用の強制も起こり得るし、国民主権の憲法精神や天皇制との関連で、世論が二つに割れることになる。

政府が作成した法案説明資料をみると「一般国民は、この法案により元号の使用を義務づけられるものではない」など、法律ができて現状とあまり変化がないことを強調している。元号の決定手続きについては、慎重に検討の上決めるものもいっている。ではなぜ、こうした肝心な点を法案に盛りこまなかったのか。

もし政府が、国民の元号支持を理由として、国民の立場に立つて法案をつくるというのなら、元号の決定手続きや使い方について、将来に問題を残さぬようにしてしるべきだろう。つまり将来、政府が自分に都合よく法律を解釈・運用することのないよう、しっかりと明記しておかなければならぬ。

こういうことなんですね。これが恐らく良識ある国民の抱く疑問点だと思うのです。だから、こういう処置がないからこり押しの法制化には反対という意見が実は出てくるわけでございます。いま言われたような答弁ではとても納得できません。

そこで、昨日も問題になりました国民には使用を強制しないのだという点ですが、それなら憲法の中に明記しないのか。そういう法律はたくさんあるはずですが、きのうもそういう法律があるはずだから出してくれという岩垂委員の要求がございましたが、お出しになりませんでした。たくさんあるでしょう。いかがですか。

○真田政府委員 新しい法律案が成立した場合には、新しくできるであろう元号の使用を国民に義務づけたいということをどうして書かないのかという御質問のようでございますが、むしろ義務を課さないからこき書かないのであって、これはいまおっしゃいましたようにまことに簡潔な法案でございます。少しも国民の権利義務を拘束するということはお入っておりません。これは条文上、案文上きわめて明瞭なことでございます。少しも御心配になることはないというふうに確信しているわけでございます。

○梅野委員 警察法とか警察官職務執行法、破壊活動防止法あたりには、濫用してはならないという文言がありますね。それから年齢のとなえ方に関する法律というのがありますね。これを読みますと、第一項は「この法律施行の日以後、国民は、年齢を数え年によつて言い表す従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律の規定により算定した年数によつてこれを言い表わすのを

常とするように心がけなければならない。」こう書いてある。満で言うように「心がけなければならない。」これは強制はしないという意味です。二項は、しかし国や地方公共団体の機関は満でこれを言いあらわさなければならないと書いてある。国や地方公共団体には義務が課されて、国民には義務がないということをはっきり書いておるわけですね。こういう書き方が他の法律にあるじゃないですか。なぜそれができないのですか。やたらいいじゃないですか、国民がそれを心配しているのだから。

○真田政府委員 年齢のとなえ方に関する法律をお引き合いにお出しになりましたが、今度の法案は、年齢のとなえ方に関する法律に書いてあるほどのことすら実は考えておらないというふうに御理解願いたいわけでございます。今後元号ができれば、元号によつて年をあらわすように心がけなければならぬという程度の義務といえますが、勸奨といえますが、そういうことすら考えておらないわけでございます。

したがって、年齢のとなえ方に関する法律のただいまお読みになりました条文に相当するような条項がないからといって、政府の方で何か将来国民に、使用について、なるべく用いるように心がけなさいということを言い出すのではないかと、いうふうにお心配になる必要は毛頭ないと考えます。

○梅野委員 現在でも事実上強制されているという実態がもうすでにあるわけですよ。その点はきのうも出しましたからもう繰り返しませんけれども、それが法律になればその傾向はさらに強まるだろうと国民が思うのはあたりまえです。

ことしの二月十三日の朝日新聞に、「家庭」という小さい欄があります。そこにこういうことが書いてあるのです。「元号」と卒業」という題です。

「私たちは、卒業式当日に渡される私たちの卒業証書の日付、生年月日には、元号を使用せず、西暦を使用されることを要望いたします」

横浜市にある神奈川県立希望ヶ丘高校の三年生有志十一人が、一月末、こんな要望書を学校長あてに出した。学校側ではさっそく職員会議を開いて検討したが、結論が出ず、学校長が「この要望書は撤回してほしい」と回答した。有志十一人は話し合いの結果、これ以上のゴリ押しはせず、一応撤回することを了承した。

そのかわり、一、二年生に向けて、元号法制化問題についての説明文を発表し、さらに文集を作ることを決めた。入試本番を前に、目下準備中とか。

こうなっているんですね。長官、こういう場合、学校長のこの態度は一体どうなんですか。生徒の要望を聞くべきではないのですか。いかがでしょう。

○三原國務大臣 一つの出来事に対して私がいろいろ私見を申し上げることは適当でないかもしれません。私も、元号の使用、そして西暦の併用を自由にしたしておるわけでございます。そのケース、ケースにおいて話し合いによって処置がなされることが適当であらう、そう考えておるところでございます。

○梅野委員 強制しないと言ふならば、国民の希望に沿ってやたらいいわけですよ。この学校長は撤回してくれという態度に出た。学校長が生徒でもこうでありますから、ましてや官庁の窓口と国民の間では、しかも規則、通達みたいなものに年号が書き込んであるという状況のもとでは、事実上強制されるという危険性をどうしてもぬぐい去れない。

それから、きのうの御答弁ですと、国家機関も使用が強制されないのだ、地方公共団体は、これは人格が違ふのだからもちろん強制されることはない、ただ、法律ができれば国家機関は当然のこととして使用することになる、こういう御趣旨ですね。この、国家機関も地方公共団体も強制はされないという点、これは確認してよろしいのかどうかという点、法律ができれば当然に使用されることになるというのはどういう意味ですか、

この点を含めて質問を留保しておきます。

それからきのう、回教層で届け出をしたらこれを受け付けるのかという村田委員の御質問がありました。いや、それは困ります、それは変えていただきますと、こういうことでございましたね。それはどういう根拠で回教層はだめだということになるのですか。

○清水政府委員 私昨日申し上げた点でございますが、私が申し上げましたのは、ごく常識的な意味におきまして、現在のわが国社会におきまして、年の表示方法としてみんなに共通に理解されているもの、それが基準になろう、こういうふうな思ふわけでございまして、その意味におきまして、役所といたしましては元号ということと統一的に事務をいたしております。

一方、西暦につきましては、これはかなりの程度に普及をしておる、それが慣習的に通用しているということも、これも確かなことでございますので、ごく常識的な立場におきまして、現在役所が統一的な公務の処理をするに際しましては、原則は元号でいたしますけれども、西暦の場合によつては使用することは受理される、許容される、排斥されないということをお願いしているわけでございまして、その他のものにつきましては、それほどの社会通念と申しますか、年の表示の共通的な方法というふうには、慣習的に定着しているとは思われませんので、それは直していただきたいということをお願いするということに申し上げたわけでございます。

それから、この機会に一つ私の立場で補足させていただきます。先ほどの問題でございますが、われわれ公務員が公務に従事しておるわけでございますが、その場合に一番決定的なのは、たとえば公文書を発出するときの日付を入れて、番号を入れて、大臣名なり局長名の名前を書き、判を押したもので正式な公文書が作成されるわけでございますけれども、そこに従事いたします公務員個々の人間は、それは千差万別な人間がいるわけでございますけれども、それは公

の機関の公務の、たとえば文書なら文書の作成という現象としてそこに従事しておるということでございます。私自身として考えてみましても、そのことにつきましては、これは全く公務という事務の現象であるというふうに感じているわけでございまして、恐らく一般的にもそのような感じを受けとめられてゐるのではなからうかというふうな思ふわけでございます。つけ加えさせていただきます。

○梶野委員 回教層で届け出ななということは、実際問題としてはないことだと思いますが、しかし理論上は、やはりどうしても言うならば、回教層で届けられても、これは元号なり西暦に直して役所の方でやるしかないと思ふ。神武天皇層で届けられても、やはり同じ問題が起こるんですね。篠原郎さん、この人は作曲家ですね。元号法制化実現国民会議の有力メンバーですね。イデオログでもあるわけですが、篠氏あたりは、元号がどうしてもだめだというのなら神武天皇層の使用を提唱したいというようなことを言っているわけですね。

そこで、神武天皇層についてお聞きしますが、神武天皇層というのは、ほとんどどう使っていないですけれども、一体現在これは法的根拠はあるのですか。

○清水政府委員 私の立場からお答えを申し上げますが、神武天皇層につきましては、明治五年の太政官布告によりまして、当時神武天皇即位を紀元とするという趣旨の紀年法が太政官布告の形で出されたという事実がございます。

ただ、その後それがどの程度に実際に社会におきまして用いられてきたかということにつきましては、必ずしも一義的なことは申せないと思ひますし、ことに最近におきましては余り見かけないわけでございます。現実の問題として考えますと、元号はもちろんのこと、西暦と比べましてそれが一般的に紀年法として用いられているという状態まではとても認識されないだろうと思ひます。

○梶野委員 いま言われました明治五年の太政官布告の三百四十二号というんですか、これは現在効力があるんですか、ないんですか。

○味村政府委員 お答え申し上げます。

明治五年の太政官布告でございますが、当時は何分にも法律制度というものが完備していなかった関係もございまして、いまの私どもの見地から申し上げますと、解釈が非常にむずかしいわけでございます。それで、これを言葉どおり申し上げますと、「神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候」ということになっているわけでございます。その部分が神武紀元の根拠ということに相なるかと思ふわけでございます。

そうしますと、これを言葉どおり読みますと、紀元というのは、国の初めということでございます。しよから、神武天皇が御即位になった日が国の初めである、そういうふうな定めるところのことだけを決めているわけでございます。これは、国の初めを定めた関係でそれから何年というふうな計算すれば国の初めから何年目ということ、言ってみれば年のあらわし方を示すことにはなるわけでございますが、この布告自体は別に年のあらわし方を定めたわけではございませんで、神武天皇の御即位の日をもつて紀元とするんだということだけでございまして、別に年の表示方法としての効力を持っているというふうには考えられませんが、現在もそのような効力を持っているとは考えられませんが。

○梶野委員 私は、この布告は神武天皇層のやうな法的根拠になるんじゃないかと考えているんですが、翌年の明治六年の一月九日の左院への垂問というのがあります。これが神武天皇即位紀元二千五百三十三年、こういうことで神武天皇層が使われ出して、結局この太政官布告の効力が現在残っているかどうかというのは憲法九十八条の問題、日本国憲法のもとで神武天皇層を使うというふうな太政官布告が効力があるのかないのか、憲法に反するかどうか、こういうこととで結論が出るように思ひますが、いかがですか。

○味村政府委員 この太政官布告の法律としての効力というものを云々いたしますのは、おっしゃいますように、新憲法下におきましては九十八条でございまして、なおこれは旧憲法制定前の太政官布告でございますので、旧憲法下においてどのような効力を持っていたかということも論定しなければならぬわけでございます。しかしながら、その前に、この太政官布告の意味、内容と申しますか、やはりそれを確定することが効力について論じます前に必要ではなからうかというふうな思われるわけでございます。ところが、何分にも先ほど申し上げましたように、非常に言葉が簡明でございまして、当時の用語に従っておりますし、当時の法律意識というものがはっきりいたしませんので、そこら辺の意味、内容というものがなかなか私どもとしては確定できないわけでございます。したがって、現在ここで法律としての効力をなお持っているのかどうかということもにわかにお答え申し上げかねる状況でございます。

○梶野委員 この太政官布告が効力ありとすれば、日本国憲法下ではこの効力は失われている、こう考えていいですか。

○味村政府委員 先ほど申し上げましたように、この太政官布告の意味、内容が明確でございませう。つまりこれは国民に対する拘束力を持っているのかどうか、あるいはその他のいろいろな法的な効力を持っているのかどうかというようにもはつきりいたしません。そのような段階におきまして、私といたしましては、現在のところでは、私としての効力を持っているかどうかということとは、なお検討する余地があるのではなからうかと存じております。

○梶野委員 つまり、こういう神武天皇層などというものは、その効力少なくともありとすれば、日本国憲法下では日本国憲法の精神に反するもので、これは当然効力は失われなければならないか、私はこう思ふのです。こういう神武天皇層を推奨す

る人がいる、それがこの元号法制化の推進の主要メンバーだ、こういうところに実は問題点があるのだということを指摘しておきたいと思ひます。次に進ませていただきます。

昨日、法制局長官は、内閣告示方式と法律の違いについて、両者とも国民に対する強制力は持たないという点では同じだけれども、法律にした方が日本国憲法の趣旨により適合して制度の安定性においてすぐれている、こういう御答弁だったように思ひますが、このとおりだったのでしょうか。

○真田政府委員 おおむねたゞいまおっしゃったとおりでございます。現在、元号の正式の根拠になる法令上の根拠はございませんので、事実上の慣習として用いられておる、したがって、法律的な意味で国民を拘束するというような効果はもちろんでないわけではございません。

また、今度の法案につきましては、これも昨日来また先ほど来繰り返して申し上げておりますように、国民を拘束するというような内容のものではないと申します。したがって、その点をとらえれば、これは現在事実上の慣習として用いられておる。それを受けて内閣の告示で決めるということも理論上は可能でございますが、だからと言って国民に対する法律上の拘束力が出てくるというわけでもございませんので、その意味で効果は同じである。ただ、その手段として内閣の告示でやるか、あるいは今度の法案のように法律でその制度の根拠を決めていただいて、それを受けて政令で決めるという方法とこの二つが考えられますが、そのうちのどちらが憲法の趣旨に合うかと言へば、それは、国権の最高機関である国会が法律の形で可決されまして、そしてそれを受けて、憲法七十三條に言う法律を誠実に執行する政府が政令を制定するという方が日本国憲法の趣旨にも適合するであろう、こういう趣旨で申し上げたわけでございます。

○梶野委員 私は、そのところがわからぬのです。何で元号法をつくるのが内閣告示でやるより

も日本国憲法の趣旨に適合するのですか。内閣告示というのは内閣限りのことですからね。法律は国会で決まるんだから。

そこで、国民に義務を課するようなことを決めるのなら内閣告示では困るので、政令では困るので法律でやってもならなければならぬのです。そういう意味ならば法律にする方が日本国憲法により適合する、これはわかりやすい。しかし何も拘束しないのですから、何も拘束しない法律をつくるのが何で日本国憲法に適合するのですか、それをお答えください。

○真田政府委員 もう少し詳しく申し上げますと、元号制度を存続することが憲法の趣旨に合うのだということを申し上げておるわけじゃないのでございまして、元号制度を今後とも存続するかどうかは政策問題でございまして、将来にわたって元号というものを残しておきたいという国民の八〇%近くの御希望がございまして、これをくみ上げて何らかの制度化したいということ、それを制度化するに付いて、内閣告示でやることと今回の法案のように国会の御可決を経て政令でやるのと、この両者の方法を比べれば、後の手段の方が憲法の趣旨に合うということを繰り返して申し上げておるわけでございます。

○梶野委員 どうも私には理解しにくいのですがね。法律にした方が安定性があるということとはそのとおりです。内閣告示ならば内閣一代限りでどうなるかわからぬ。法律にしておけば、法律を廃止するには国会の議決が必要だということになりますから、これはそのとおりでしょうが、今回元号法を出されるに当たって政府は、元号の存続の希望が国民の間に非常に強いのだ、国民生活の中で定着しているのだ、こういう前提に立っておられるわけですね。そうだとすれば、国民が存続を望む限りは内閣告示で済まさないでしよう。しかし、将来国民が元号の存続を望まなくなった場合のことも考えないか。そうなりますと、内閣告示の方が変えやすい。法律があれば国民が存

続を望まなくなったときでも変えにくい、こういうことが起こってくるわけですね。ですから、いま政府が法制化しようとするのは将来永きにわたって元号制度というものを残しておくとしておく、このこととどうも違うのですか。内閣告示でなく法律にするのは元号を変えにくくする。これをより安定性があるという言葉で呼んでおられる。日本国憲法により適合するんという問題じゃないじゃないですか。そうでしょう。

○真田政府委員 将来もし国民が元号制度の存続を希望しなくなった場合はどうするかというように、変えにくくしたいという政府の腹ではないかという御発言でございますが、この時点でそういう事態が起きるだろうというように私は私たちが考えておりません。私が申し上げたいのは、将来にわたって元号制度を存続したいという希望を非常に多くの方が現在持っておりまして、それを制度化するに付いて内閣告示限りでやるか、あるいは国会の可決された法律に根拠を持たせて、その執行として政令で決めるかというこの二つの方法を比べれば、後者の方が憲法の趣旨に適合すると判断しているわけでございます。

○梶野委員 長官、あなたが国民の意思をそういうふうにとらえたいというのは不適当です。存続を望んでいる国民は、さきから言っていますように、法制化を望んでいないのが多いでしょう。国民が多く望んでいるから法律にした方がいいという考え方は、すぐには出てこないのです。だから存続を望んでいる国民の多くの皆さんも、むしろもっと緩やかな方法でいいじゃないか、こう言っているわけですね。それに沿うならば、いや、国民が存続を望んでいるというその国民を本心に信頼するならば、何も将来永きにわたって安定する法律によらなければいかぬ。しかもそれは国民が望んでいないのですから。そういう方法を政府がこたわる必要はないじゃないですか。いかがですか。先々が心配だからじゃないですか。

○真田政府委員 繰り返して申し上げて恐縮で

ございますけれども、とにかく将来にわたって元号制度は存続したいというのが国民の大多数の希望であるということとをまず出発点にして実は考えているわけでございます。それを制度化する、実現する手段として内閣告示か、あるいは国会のおつくりになった法律に基づくか、どちらがいいかということであれば、後者の方が憲法の趣旨に合うということとを素直に申し上げておるわけでございます。将来変えにくくしたいのかそういう行為を持って法案をつくっているわけでは毛頭ございません。

○梶野委員 それでは全然説得力がないのです。ところで、この政令の問題ですが、政令というのは、一般的に、法律があつて、その法律を施行する細目は政令にゆだねる、こういうものだと思ひつていたのですが、きのうのお話ですと、今度の政令は、元号を変えるようになった場合、それは大平という年号ができるか、三原という年号ができるか知りませんが、その元号を何々と定めるといふこと、それからその元号の効力発生時期がいつからかという、この二つのごく簡単な政令になるという、しかもこの政令もまさに政令が必要になった時期、天皇が亡くなられた後になる、何かそんな感じを受けましたが、こういうことでございませうか。

○清水政府委員 そういうことでございまして、要するに現在の昭和が元号であるわけですが、これの次の元号をどういうふうにするかということだけを規定しておるわけでございます。一番端的に言えば、いつ新しいものに改めるのかというまずそのいつ、あるいはどういふ場合といたうのことが一つ。それが順序が逆になりましたが、第二項がそれを示しているわけでございます。それからもう一つは、その新しい名称は政令の形で定めるといふことが一項になっておるわけでございますが、私どもとして考えておりますことは、端的に新しい名前を政令の形で決めるということだけでございまして、したがって両方合わせますれば、いつから新しいものになるかということ

だけが予定されている政令の内容になるということとでございます。

○樺野委員 そうしますと、この政令というのは明治元年の太政官布告第一号と同じ改元の布告ですね。布告の形式を政令という形をとったというだけで、一般的に政令というものの対して国民が抱いている感じとは、私もそうだったのですが、これは全然違ふ。

そこで、三原長官はきのう新元号の制定の手順をお話しになりました。まず学識経験者に元号の候補名の案を作成させるところから総理の決定までお話しになりましたが、こういう手順こそまさしく政令で定められたらいかがなんでしょうか。またこの元号法というのは、国民の大部分が元号存続を望んでいるということが前提になっているということとをさっきから再三おっしゃってありますが、そういう新しい元号ができたなら、これを使用するのはもちろん国民ですよ。一体その国民の意見がどこでどう入れられるのか。きのうのお話を聞いた手順の中では、国民の意見を聞くというふうなことは全くないですね。ですから、そういう国民の元号に関する意見の聴取をどうするのか、その手順、そういうものこそむしろ政令に盛り込まれるべきじゃないのか、私はこう思いますが、いかがでしょう。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

政令の中にそうした手順を盛り込むべきではないかというお尋ねでございますが、実は、私どものいまの考え方としては、法律を国会でお決めたいただきますれば、それに基づいて、あとは政府の責任において慎重に対処したい、そういうことであるわけでありまして、そして政令の中身につきましては、先ほどの意見を申し上げましたように、元号の名称と、いつから実施をしますというふうな、そういうことになるわけでございますが、そういうふうなきわめて簡単なものであるというのを申し上げてまいりました。その間の手続でございますが、手続は内閣の責任において諸般の手続をしたい。そして、しかしそれは

何らかの方法で国民の皆さん方に知らせる必要もあるというところも考えておるわけでございます。

そこで、いま御指摘の元号の候補名を公募するような、国民全体からくみ上げるような方法はどうかという御指摘でございます。私も、公募ということもその手続の検討を進めます段階で考えてまいりました。しかし、それは非常な、事務的な時間的な問題もございまして、法の趣旨がでるだけ速やかに決めたいという趣旨を持っておりまして、また関係上公募はなじまない、しかし、広く国民の方々に御意見を聞く一つの考え方は持つべきであらうということ、学識経験者としておりますが、ただ専門的な学者先生だけにお尋ねをする、考案をしてもらうということだけではなくして、やはり広く文化人の方々、それから評論家の方々等、学識のある、良識のある方々にある程度の人員、これは若干名とこの方は申し上げておったのでございますが、それらの方々に候補名を選定していただく、その策定をしていただく、そういうことであるわけでございます。いま申されました、公費的な、そういう一つの趣旨、精神を踏まえていま申し上げたような学識経験者、良識者の人選をいたしたい、そういうことで考えておるところでございますが、あくまでもいまのところでは最終的な段階になっておりませんので、そうした腹案のもとに進めてまいっておりますこととでございます。

○樺野委員 何らかの方法で国民にも知らせることを考えておる、こういうことでございまして、それは、政令で元号をこうするということを決める前に国民に知らせるということとでございますか。そこら辺もう少し詳しく……

○三原国務大臣 お答えをいたしますが、手続上の段階的な措置について、何らかの方法で国民の方々にやはりお知らせをする必要はなからうかという考え方を申したわけでございます。

○樺野委員 そうしますと、この学識経験者の委員から始まるわけですが、これはいつごろから考

えておられますか。

○三原国務大臣 法律が国会において制定をしていただきますれば、早速具体的にそういう問題に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○樺野委員 いまの長官のお話をお聞きしていても、元号選定手続について、国民の側から言えば、肝心なところはどうかうふうに進んでいてどうかというところで何が決まったのか、これは大変わかりにくい。私は、この元号の問題を、何でそういういわばできるだけ密行的に、密室で行うようなことをしなければならぬのか、もっとオープンにしたらいいんじゃないのかと思うのです。やっぱり政府には、元号が天皇制に絡んでくる、天皇問題はタブーだ、そういう意識が根強く働いているんじゃないか、私はこう思わざるを得ないのです。そうでなければもともとこれはオープンにしたっていいんじゃないやしませんか。それは、改元というのは天皇の死に絡む。天皇であれ国民であれ、死を前提とするということは余り論議したくないというこの気持ちはわかります。しかし、そのことじゃないですね。私が感ずるのは、天皇にかかわる問題はなるべく国民の前でオープンに論議したくない、すべきものではないという、こういう考え方があつたんじゃないか、こう思うのですが、いかがでしょう。

○三原国務大臣 全くそういう考え方はございせん。たとえばこの元号を、先ほど法制局長官も申し上げましたように、国会でひとつ法律を制定していただいても、なおまた、密室的なものでないで、私どもの方も皆さん方に、こういう手続で政令施行までにはそういう手続もいたしたいと思っております。そういうことも皆さん方に国会の場で申し上げておるところでございますので、そうした天皇に關係を持つておるから密室で云々するということなどは毛頭ございせん。天皇とは關係なくそういう実施を進めておるわけでございますので、その点につきましては御理解を願いた

いと思うのでございます。

○樺野委員 それでは長官、国民に何らかの形で知らせるのは手続上の措置とおっしゃいましたが、たとえば学識経験者の間で候補名が長官のところへ上がってきますね。そこで長官が整理されますね。上がってきた、私が整理したということだけなのか、どういう候補名が上がったという整理をしたというところまで国民にはお知らせになるわけですか。

○清水政府委員 その問題につきましては、これは大変申し上げにくい点もあるわけでございますが、いずれにいたしましても、どなたにお願いを申し上げたという個人のお名前の問題だと思ひますけれども、その点につきましては、いずれかの機会にはもちろん新しい元号の制定過程を全部国民によくお話を申し上げることは当然でございますので、いずれかの時期においてはそういうことももちろん全部御報告をするという中に入ってくるべき問題だろうと思ひますけれども、私考えまは、無理ではなからうか。現在のわが國の一般的な例などから見まして、大変重要な大きな関心を持たれる問題でございまして、なかなか名前の出ました個人にとりましても大変な煩瑣な問題が起るというところもございまして、それからまた、先ほど大臣からお話し申し上げました点にも関連いたしますけれども、やはりいつお願いをするかということにつきましても、慎重に考えなければならぬという面も、事実問題としてはあるかと申すわけでございます。その辺を含めまして慎重に検討させていただきたいと思つております。結論的に申しますれば、制定課程全体につきましてはわかるようにいたしたい。したがいまは公表するということも必要であらう、そういうふうにご覧いただいております。

○樺野委員 ですから、結局、予定される元号名どころか、元号名をいろいろ挙げてくることを委嘱された学識経験者の名前すらも、とにかくいつ

かの時期とおっしゃるけれども、簡単に発表しない。いろいろ煩瑣な問題が、何がそんな問題が出てくるかはわかりませんが、やはりそこら辺が問題でして、そんなものは当然にどなたにお願したかくらいはなせ発表できないのか。こちら辺はとにかく再検討願いたいと思う。

○三原国務大臣 元号というのは一つの特種な重要な案件だと思つていますが、たとえば五名なり十名なりの学者あるいは良識の方々をお願いをして、その人選等も政府におきまして慎重に取り扱いをするわけでございますが、その方々のところには、恐らくみんな事前に、どういふものであろうかという関心を持っておられますので、それこそ大変な要請をなさると思うわけでございます。過去のそうした例等を考えましても、電話がひっきりなしにかかってくるとか、あるいはどういふことでやっておるかというようなことで、大変な事態になるであらうということも考えるわけでございます。またそういうような元号というものを考えましても、そういう点は恐らく学識経験者の方々は慎重にいろんな点で考案をしていただくと思うわけでございますが、それらの方々をそうした繁雑な事態に持つていくことは、われわれ自身として政府が責任を持って慎重にやるといふ立場から考えてまいりますれば、事前にそういうことを公表することは、決して秘密を守るとか云々ではなくて、国民に広く親しんでもらう元号でございますから、できれば先ほど申しましたように公募というような形も考えたくらいでございます。いろいろ検討を慎重に進めてまいりますれば、いま申し上げたような運び方、手続をすることが妥当ではないかというような結論に達したわけでございます。

○梅野委員 ですから、学識経験者の方のところに電話があつたり云々とおっしゃるならば、政府の方で、選定基準というのでしようか、そういうことを途中でどんどん発表をすればそういう迷惑はかからないわけですし、それもおやりにならないという理由がどうしても、元号が国民のため

のものということよりもやはり天皇一個人に絡む、そこにひつかかつておられるという気が私はしてならないのです。これはこれで終わります。そこで、きのうの質疑で、当初の政府案では、第一条は「皇位の継承があつたときは、新たに元号を定め、一世の間、これを改めない。」とある。今回はこの「一世の間」というのがなくなつた。この点についての答弁で、これも法制局長官でしたか、裸で「一世」という言葉を出してもわかりにくい。それから二番目に、皇室典範に「三世」という言葉があるが、これは親族三親等という意味なんで、これと紛れるとぐあいが悪いのだ、こういう趣旨でした。こういうことでございます。

○真田政府委員 当初の案に、あるいは昭和二十一年に一応作成いたしました元号法案には「一世」という言葉は確かにございました。それを今回改めまして、「一世」という言葉を用いなくした理由は、ただいまおっしゃつたとおりでございます。

○梅野委員 先ほどから長官の答弁を聞いていますが、長官も裁判官出身ですよ。それにしてもいかにもこじつけとか考へられない。「一世の間」と言えば国民はみんなわかりますよ。皇室典範に「三世」という言葉があつたから紛れるようなことがあるので、「一世の間」というのがなくなつたのは、やはり一世一元という言葉の持つ問題性を避けたという考慮から法案の文言が変わつたのじゃありませんか。実質的には一世一元だということはお認めになった。よろしいは変わらぬですよ。衣を厚くしよう、こういうことではない。私はそう思わざるを得ない。ともあれ、元号問題というのは天皇制論議を避けて通るわけにいきません。それを避けよう避けようとなさつておる。その結果法文が不明確になつておると思うのです。

今度のこの法案ですと、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」という表現になつた。これですと、元号を改めるのは皇位の継承

があつた場合に限り改められども、皇位の継承があつたからといって必ずしも元号を改めなくともいいというふうに読めないこともないのです。当初の案ですと、これははっきりしておる。皇位の継承があつたら必ず改めなければならぬ。それを「二世の間」変えてはならない。非常に明確ですね。ところが「一世の間」というのを除くためにいろいろ苦心してつくられたのでしようが、私がいま言ったような読み方に読めないこともないようなものになつてしまつておる。私はそう思うのです。

そこで、さらに法制局長官は、明治憲法下の元号と現憲法が成立して以降の元号では、同じ昭和であつてもこれは質的に違ふのだという御答弁がございました。その違いとして、明治憲法時代は勅定だつた、今度の法律で決まるのだ、こういうことをおっしゃつたのですが、これでは質的な違いにはならない。明治憲法下の元号と現憲法成立以降の元号とが質的に違ふというのは一体どういふ意味なのか、もう一度簡潔にお答え願いたい。

○真田政府委員 明治憲法下、つまり旧皇室典範第十二条に基づいてつくられた元号も、それからきよう現在事実上の慣習として用いられている元号も、それから新法案が成立した後に新法案に基づいてつくられる元号も、それが年の表示方法であるという役割りは同じでございますが、旧憲法による元号と今日の元号とは制定権者が違ふという点で非常に本質的に違ふものであるという趣旨を申し上げたつもりでございます。

○梅野委員 制定権者が違ふということはそのとおりですが、それが明治憲法下における元号の性格と現行憲法になつてからの元号の性格というものが質的な相違を来しているんじゃないですか。いかがですか。

○真田政府委員 ともに紀年方法であるという点、つまり年を表示する基準になる呼び名であるという点、そういう役割りではまさしく同じでございますが、旧憲法下における元号は統治権の総

攬者であつた天皇が決めになつたものである。それからきよう現在行われている元号は、昭和という元号については、法的根拠がなく、事実上の慣習として紀年方法の一種として用いられているにすぎない。それから新法案における元号は、これはいまの憲法に基づく主権在民に基礎を置いて、国権の最高機関である国会がおつくりになつた制度に基づいて政令で決める、そういう意味合いで非常に違ふものである。ただ、紀年方法の一種であるという点では同じなのです。

○梅野委員 紀年方式として、いわば実用的な機能は同じですよ。しかし、天皇が制定権者であつたという明治憲法下の元号の政治的意味、その果たす役割りについてお聞きしているわけですよ。天皇が制定した元号だから、どういふ性格なんだというところをお聞きしているわけですよ。元号というのはただ年の教え方を天皇が決めたというだけのものですか。そうじゃないですよ。

○真田政府委員 とにかく旧憲法下における元号は、国の元首であり、かつ統治権の総攬者である天皇がお決めになつたものであつて、はつきり使用についての規定はございませんけれども、恐らくその趣旨は、朕が定めた元号だから国民よ使えよという御趣旨がその裏にはあつたのだらうと思つておらぬ。ところが現在はそのような性格は持つておらない。ましていわんや、先ほど来申していただきますように、新法案に基づく元号も国民に対してこれを用いよというように、そういう使用についての強制力、命令、それに近いような性格、そういうものは持つていません。そういう点で性格上違ふという意味でございます。

○梅野委員 とにかく肝心なところを故意に避けて通られる。明治憲法下の元号は確かに天皇が制定権者であつた。明治元年のいわゆる一世一元の布告、これは同時に天皇親政の出発時点でもあるわけでしょう。ですから、まさしく主権を持つた天皇の象徴としての、シンボルとしての元号なんですよ。一世一元なんですよ。これはもうきのうも議論があつたところだから、そう繰り返しませ

んけれども、だから現憲法が成立した時点で、もう質的にその性格が変わってきているでしよう。言ってみれば元号というのは紀年方式としての機能だけが残った。これはもぬけのからなんですね。中身はそのときにもうなくなっているわけですから。私もその中身を問題にしてきています。今日元号法を出されて、その背景には、そのもぬけのからになったものに新しい中身を入れようとしていたのではないか、こういう危機感があるわけですね。だから、現行憲法成立以降は元号の一つの根拠を象徴天皇制に持つてこられる、こういう議論がありますけれども、明治憲法と現行憲法の間では、天皇主権と国民主権ですから、これはもう全く百八十度違う、決定的な断絶があるわけですよ。何かその断絶をあたかも象徴天皇制が埋めるような考え方をしておられる向きがあるのですね。元号制の根拠を象徴天皇制に持つてくるというのはそういう発想ですよ。しかし、これは絶対に象徴天皇制が橋渡しできるはずがないのです。やっではないか。だから、象徴天皇制、またそれを根拠にして元号制を決めるというのは、きのうのお話がありましたけれども、結局象徴の上に象徴をつくって、できるだけ明治憲法下の主権天皇制に近づけよう、こういう思想につながってこざるを得ない。このところが問題なんですね。本日はそこを議論しなければいけません。これじゃいつまでたっても議論はすれ違ひますね。とにかく元号制というのは、新憲法以降もう抜けがらなんですからね。私はそう思っているのです。だから、言ってみれば、古い草袋にも新しい酒の盛りようがないのです。

そこで、この法案の附則によりまして、二項に「昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする」とありますね。本則の第一項は「元号は、政令で定める」ということですね。これは一体どういう意味ですか。

○真田政府委員 条文の解釈でございますので、私からお答えを申し上げたいと思いますが、本則

の第一項は、ごらんのとおり「元号は、政令で定める」という書き方をしています。ところで、昭和という元号は昭和二十二年の五月三日以後法令上の根拠がなくなつて、事実上の慣習として用いられているにすぎない。ところで、この附則二項が仮にないとしたら、本則の第一項で、この法律の施行後、早速にもまた政令で元号を定めなければならぬということになります。しかし、それは皇位の継承があつた場合に限り、定めるといふ条文とも問題が生じます。そこで、附則第二項を置きまして、この法律の制定、施行と同時に、新たに政令を定めるまでもなく、現在事実上の慣習として用いられている昭和がこの新法案の第一項に基づく政令で定められたと同じ効果があつたということとを明定した規定でございます。

○梅野委員 そういふ解釈が成り立つものですか。先ほどのお話では、政令というのは、政令が必要になつたぎりぎりのときにしか出されないわけでしょう。昭和の元号も、その政令に基づき定められたものと言つたつて、その政令はまだまだつくりだされないうわけでしょう。だから、言いたいことは、この元号法案が成立したら昭和という元号もその法案に法的基礎を持つようになるんだ、こういうこととございましょう。違いますか。どうもこれは意味がわからない。何でこういう法形式になるのか。ほかに何か意味があるんじゃないかと思つてお聞きしたのですが、別に意味ありませんか。そんなことで、昭和という元号は、この法案が成立したら法的根拠を持つことになりませんか。

○真田政府委員 附則第二項を設けました法律上の意味合いにつきましては先ほど申し上げたとおりでございます。附則第二項によりまして、この法律の制定、施行後は本則の第二項の例外として、現在用いられている昭和の元号が新元号法に基づいて定められたものと同じ効力があるということに相なるわけでございます。

○梅野委員 昨日も外国の紀年方式例についての御答弁がありました。外国に、君主の在位年あ

るいは統治年、そういうものを公式文書あるいは公式の場合に使うところがあるようでありまして、日本の元号のように日常的に使っている例がございまして、西暦以外の紀年方式を。

○清水政府委員 日常的に使つておるかどうかという点につきましては、たまたま私の乏しい経験で申し上げれば、私、かつてタイのバンコクに在勤していたことがございまして、あそこにおきましては、公にももちろん仏暦と、それから英語のようなもので公文書を書く場合には主として西暦の方を使つておる。タイ語で書く場合には仏暦を使つておる。タイ語で書いておる。そして、その場合には仏暦が使われておるという例は現に承知をいたしておるわけでございますが、その他の回教等の場合におきまして、国内的に自分の用語でやるような場合におきましては自分の元号を使うということとは恐らく行われておるだろうと思ひます。

○梅野委員 何か、外務省の資料では、ないようだったのですが、あなたの生活体験だから、そのとおり承つておきましよう。

それから、諸外国では今回の法案のようにこういう紀年法を法制化したという例がありますか。

○清水政府委員 この紀年法につきまして、特に法律のような形で制定をしておる例はないわけではございません。数は少ないわけでございますが、たとえばお隣の韓国等にもその例があるわけでございます。必ずしも多くはないと思ひます。

○梅野委員 そういう紀年方式を法令化している国は、お隣の韓国だけじゃありませんか。しかもこの韓国は、公式には西暦使用を法定した、こういうことじゃないんですか。

○清水政府委員 ただいま韓国の例を申し上げますが、その例から申し上げますと、大韓民国におきましては西暦を使つておるわけでございますが、このことを一九六一年十二月二日、法律第七百五十五号、年表示に関する法律というところで、そういうふうに規定をしておるわけでございます。

ます。

それから、たとえばイスラムの例で申しますと、トルコにおきましては西暦とイスラム暦を使つておるわけでございますが、一九二六年法律第六百九十八号、西暦の採用に関する法律、それから同時に、この法律によりまして、西暦と同時にイスラム暦の使用が認められておる、こういう状態になっております。

それから、たとえばクウェートにおきましては、憲法第二条、国家の宗教は回教であり、回教法が立法の根拠であるという規定がありまして、ただし、一九七六年三月七日の閣議決定により、公文書にはイスラム暦、西暦を併記するという取り扱いが定められておる。

○梅野委員 それから、きのう、外国の紀年方式についてお答えがございましたが、調査なさつた、これは百四カ国ですか、そうでしたか。(清水政府委員「はい」と呼ぶ)この中で、これは全部西暦併用ですね。

○清水政府委員 申し上げました百四カ国につきましては西暦を併用いたしております。

それから、先ほど申し上げました例はあれだけではないかと、まだほかにも若干ございますが、主なものをお申し上げたわけでございます。

○梅野委員 外務省お見えいただいておりますので、お尋ねしますけれども、第二次大戦以後、王制あるいは君主制を廃止して共和制に移行した国は幾つありますか。

○枝村説明員 国の政治形態のごとでございますので、一概には申し上げかねるわけでございますけれども、常識的に判断いたしました数えてみました結果を申し上げますと、戦後君主制が存続しなくなった国の数というのは十八というふうに出ております。この中には、英連邦から脱退したことに伴ひまして、象徴的に英女王を君主としていたおつたものが、そうでなくなつたという二カ国も含んでおります。

○梶野委員 逆に第二次大戦後、共和制から王制に移行した国はどこでございしょう。

○枝村説明員 戦後君主制が復活あるいは新設したという国は二カ国でございまして、かつて王制をとってそれが共和制に移行し、またその他の政体をとってそれが、戦後王制が復活したのはスペインでございまして。

それから最近新たに皇帝を名のって帝国を宣言した国が中央アフリカでございまして。

○梶野委員 その二つの国がなぜ王制に移行し、あるいは復活したか、簡単にいいですが、事情を述べてください。

○枝村説明員 スペインにつきましては、これは御承知のように共和制が一九三一年来とられておったわけでございまして、その後内戦を経まして、フランコ總統による統治が行われていたわけでございまして。その後フランコ統治下におきまして、フランコ總統が亡くなった後の継承の問題というのがいろいろな形で議論されておりました。すでにフランコの存命中からスペインは王国ということ憲法でも定めておりましたし、その間に、しからばそういう王国の国王になるべき人はだれであるか、どういう形でこれを決めていくかというようなことがございまして、結局フランコの死後ファン・カルロス一世が国王に即位したということでございます。

中央アフリカにつきましては、御承知のようにジャン・ベデル・ボカサという人は大統領でございまして、いわば国家の統治権を一身に集めて統治しておたわけでございまして、一九七六年に至りまして、皇帝というものが自分の地位をより的確に示すものであるという判断によって、皇帝ということのみならずから名のり、帝国ということを宣布した、こういうことでございまして。

○梶野委員 中央アフリカというのは小さな国で、ボカサ大統領は皇帝になったときにも新聞で大分騒がれましたが、何だか一千万ドルもするような金の馬車をつくったとか、ちよっとおかしい人なんですね。スペインは結局はフランコ独裁か

らいつれ共和制に移るであろう、民主主義國家に移るであろう、その過渡的形態として政情の混乱を防ぐという、言ってみれば妥協の産物です。ですからこの二つも非常に例外的で、世界の大勢とこの二つはやはり君主制が崩壊している。こういうことだろうと思うのです。三原長官、そういう世界歴史の大勢は、絶対権力を持つておれ、あるいはイギリス型であれ日本型であれ、ともかく君主制と名のつくものはなくなっていく傾向にある、こういう傾向はお認めになりませんか。

○三原國務大臣 お答えをいたしますが、そうした将来の見通しについて明確なお答えをするだけの見通しを私は持っておりませんので、お許しを願いたいと思います。

○梶野委員 時間がなくなりましたので、お聞きしたいこともあったのですが、最後に一言聞いておきたいのですけれども、公式制度連絡調査会議では、この元号だけではなくて、国歌、国旗あるいは国章などを調査審議することになっておりまして、きのうもちよっとお触れになりましたけれども、国歌についてはどういう審議状況ですか。

○清水政府委員 国歌につきましては、公式制度連絡調査会議が昭和三十六年にスタートいたしましたからは、元号問題を初めとしたしまして一通りの議論が行われました。しかしそれは主として初期のころでございまして、その後四十年代半ば以降におきましては、その問題につきましては余り議論をいたしていません。考え方としては余り議論をいたしていません。考え方としては余り議論をいたしていません。考え方としては余り議論をいたしていません。

○梶野委員 最近自民党の一部に、元号が片づいたら次は「君が代」だ、その後は靖国だという、この種の発言があったやに聞いているのです。が、政府としては、「君が代」の国歌化について君

が代法案といいますが、そういうふうなものを出すおつもりがあるのか。靖国神社法案あるいは表敬法案、そういうものを考えているのかいないのか、この際、明確に伺っておきたいと思ひます。

○清水政府委員 ただいま申しましたように、たとえば国歌につきましては「君が代」が国歌であるという認識につきましては、おおむね事実上のコンセンサスがあるような状態に認められるというふうな考えでおるわけでございまして、現在におきましては、そういう状態を見守るという考え方をしております。特に現在それを議題として検討しているという――それをと申しますのは、恐らくいまの御質問の趣旨がその法制化という御趣旨の御質問であらうと思ひますが、そういう点については検討議題といたしておらないわけでござい

それからなお、靖国神社の問題につきましては、昨日も申し上げましたように、これは私どもの事務を扱っております公式制度調査会議で検討するのになじむのかどうかという点が問題としてもあるように私は思ひますし、現実にもいまこの調査会議で検討の対象にいたしておるということとはございせん。

○梶野委員 終わります。

○梶野委員 午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時開議
○蔵内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○梶野委員 私は、公明党を代表いたしまして、今回政府から提案されました元号法案について若干御質問を申し上げます。

いろいろの角度から議論が繰り返されて、確かにその存続については賛成だというのが八〇％あるわけでありまして、しかし、存続の内容について法制化をやるということになりますと、これまた意見が分かれるということから、国民から非常に多くの意見が寄せられているのは事実であります。私も、この元号法案につきましてはわが党の態度を決めるにつかしましては、国民の皆様方からいろいろと御意見をちょうだいいたしたい。しかし、やはりかなり広範囲にそれぞれの考え方があるということがわかりました。私ども公明党といたしましては基本的には元号存続は賛成である、そして法制化については単純な法制化を進めるといふことで今日来たわけでござい

ので、そういう意味については世論の動向等も十分に配慮しながら、またその中にはかなり手厳しい国民の判断というものもございまして、そういう点をこの国会の場所において議論をする、ということとは非常に好ましいことである。そういう意味において、反対の方々の御意見について、政府はどういうふうな考えをおるかということもあわせながら、わが党の考え方もまた申し述べたい、このように思ふわけであります。

そういう中において、今回政府提出の元号法案が出されたわけでありまして、それについて元号法案に対してはどういう御認識を持っておられるか、また元号法案を提出された意図についてはどのようにお考えになつておられるか、その点をまずお聞きをしてから質問に入りたいと思ひます。

○三原國務大臣 お答えを申し上げます。

元号は、御承知のように国民の日常生活におきましては長年使用されてまいっておりますし、広く国民の中に定着をしております。そして、いま御指摘もございましたように、それらの国民の大多数の方が存続を希望しておられることは事実でございますが、いま御指摘がございましたように、さて法制化することが適当かどうかといううなことにございまして、いろいろ意見の分かれ

でおることも承知をいたしておるのでございますけれども、政府といたしましては、いま申し上げましたような国民の存続を希望されるそうした事実を踏まえまして、存続を希望しておられるその事実を考慮してみますと、それ自体という形で存続をしていくか、だれがやられるか、いつの時点にどういふ場合にやられるかというようなことがなかなか明確になっておりません。

そこで、そういうことを考えてまいりますと、政府といたしましては、その根拠と申しますか、基礎を明確に安定した立場で国民の要請にこたえるべきであらう、それには民主的な国会の場において、法律によって元号についてその基礎を明確にしていくことが政府としての責任であらうというところで、今回法案を国会に提出をし、御審議を願っておるという事情でございます。

○鈴木委員 元号を辞典で調べてみますと、これは年号のことというふうになっておりますね。年号とは年につける称号と、そのようになっておりますけれども、いわゆる元号というのは、どういふ目的を持った年号なんでしょうか。

○清水政府委員 ただいまお尋ねの各種の辞典等におきまして、年号と元号とは全く同義に解説されておるわけでございます。そういうこともございまして、また現実には国民の間で元号という言葉も年号という言葉も同じように使われていて、いまして、特にはその二つの間に格別の違いがあるというふうには現在の時点では申し上げることは特になく、あえて申し上げれば、ある時点において名称が変わる、変わった時点が元年とごいふことで起算点になっていくというふうなものでございまして、そういう意味により近いと言え、元号という言葉の方が近いという感じも、それは言葉の感じとしてはあるように思いますが、現在の時点で申し上げられることは、むしろ各種の辞典でも全く同義に解説されていくというところでございまして、私どもとしては、現実には元号という言葉が実際に国民の間で

なじんで使われているということから、その言葉を使わせていただいたわけでございます。

○鈴木委員 そうしますと、元号というのは広義に解しても狭義に解してもやはりこれは全く同じだということに解釈できまじょうか。

○真田政府委員 お答えを申し上げますと存じますが、ただいま審議室長から答弁がありましたように、本来的には、年号といふ元号といふ、年の表示の仕方、つまり紀年方式の一つでございますが、年号の方は単純にその年を表示するという感覚が主になつていふように考えるわけなんです、その年号を幾つか区切りをつけて、古くは大化、白雉、朱鳥といふように区切りをつけて、それから新しくは明治、大正、昭和といふふうにある区切りをつけていく。その区切りをつけたいその期間の始まりが、その区切りの名前の第一年であるといふような扱いになる、そういう区切りの初年度であるという点に重点を置いて名前をつけられ、まあ元号という言葉になじむような感じがいたします。本来的には、先ほど申しましたように、元号といふ年号といふ、そんなに違うものではないと思ひますけれども、あえて区別をつけられ、ただいま申し上げましたような、その区切りに重点を置いて呼び名をつけた場合に、元号という言葉の方がびつたりくるという感じがいたします。

○鈴木委員 昭和五十二年の九月に、内閣総理大臣官房広報室から世論調査が出ておりますね。これはどういふことの世論調査ですか。

○清水政府委員 御指摘の調査につきましては、年号といふ言葉を使用いたしております。その場合におきまして、格別に年号、元号といふことの違った意味を特に意識して、そちらの言葉を選んでいただくことはなかったように私は記憶をいたしております。したがって、今回法律案を策定する場合におきまして、その辺につきましてもは種々検討はいたしましたけれども、ただいま申しましたように、元号という言葉の方がより適当であらうということで元号の方を使ったもので

ございます。

○鈴木委員 この世論調査のタイトルをこちらにしますとわかりませんが、「元号に関する世論調査」になっているのですね。これはタイトルです。国民の皆様方の方にいろいろと資料をお配りをして、そして皆さん方がお調べになったのは実は年号なんです。年号の使用状況なんです。年号でなければ、それじゃなぜこの年号に関する世論調査としないのですか。国民には年号として出しておいて、そして集まってきたものに對しては「元号に関する世論調査」とするのはどういふわけなんですか。

○清水政府委員 その点は特に他意はないと申し上げたいわけでございます。その後におきます一般の世論調査等におきまして、両方の言葉が現に使われておるわけでございまして、私どもとしては、すでにその時点から両者の間に特に違いがないということでおったわけでございまして、格別の意図はございません。

○鈴木委員 やはり国民の方々に對してこのようにして世論調査を出して、それも年号に對する調査であるといふふうなことで調べられたら、なぜ年号に関する世論調査とし、それで今回出してこられた法案だつて年号法案といふふうにならないのですか。これは明らかに世論操作をしたのじゃないかといふふうに——私も先ほどちょっとこれを見ておりました、これは元号に関する世論調査といふことになって、中を見ますと、全部年号、年号になっております。全部年号です。これは非常に問題があるんじゃないかと思うのです。総務長官、こういうやり方は今後政府としておやりになるのは適当であるかどうか。年号で世論調査されたのなら、やはり年号に関する世論調査にならなくちゃいけないでしょう。それが元号にいつの間にか変わってしまった。こういうやり方は果たしていいかどうか、こういうことをやって政府が世論をそちらの方向に向けてきたといふふう言われてもしょうがないと私は思うのです。その点についてはどうなんですか。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

いま御指摘の点につきまして、率直に、私も終始一貫元号で法案まで制定しておれば元号で記名をしていただいた方がよかつた。しかし、いま政府委員からお答えをいたしましたように何の他意もございませんとはいへないことは私共は事実であらう、こう思ひます。御了承願ひたいと思ひますのでござい

○鈴木委員 総務長官がそうおっしゃるんだから、それを信用いたしますけれども、しかしこういうふうな世論調査は、国民に向けて世論調査をいたす以上は、その集約されてきたものも正直にやはり世論調査として載せなければいけない。それがいつの間にか元号に對する世論調査になつてしまつて元号法案という形になつてしまつたのは、私はいま文句の一つもつけたいなと思つて質問をしたようなわけなんです。

次にお伺いしますけれども、明治憲法は元号について天皇が決定し、一世一元制を採用してきております。今回の法案で元号の決定者は政府といふふうになつておりますけれども、実際に中身を見てみますと、一世一元だといふことはだれでもわかるし、またそれが踏襲されておる。ところが元号と天皇制の關係から、現行憲法の主権在民の基本理念になじまないという批判が出る理由ともなつておるわけでありまして、政府の考えている元号法案と主権在民との關係はどのように判断をされてゐるか、それについてお伺いします。

○真田政府委員 政府が考えております、ただいま御審議の対象になつております元号法案の中で申しております元号は、無論、現在の日本国憲法の大原則である主権在民、つまり元号の決定権は国会の御委任に基づいて政府が定めるという基本的考えでございますが、その元号をどういふ場合に改める、つまり改元をするかという点につきましては、これは申し上げるまでもなく、旧憲法の時代に戻るというのではなくて、現在、日本の国民の多くの方々が持つていらつしやる元号についてのイメージ、それは天皇の御在位中に一世一代

の元号を用いるのだというイメージがあるわけなので、それを忠実に制度化するというのが本意でございまして、無論、天皇の性格が旧憲法と現在の憲法との間において非常な違いがあるということとは百も承知でございまして、それと混同するようなつもりは毛頭ございせん。

○鈴切委員 当初政府が考えておられました中には、たしか一世一元という文言が考えられておったわけでございまして、今回は、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」というような表現に変わったのでございまして、これは何か御意図があるのでしょうか。それとも、表現が変わったというのはそれなりの理由があるのでしょうか。

○真田政府委員 昨年来、数回お答えしているつもりでございまして、確かに当初の案には「一世」という表現が用いられておりましたが、それは今回の法案を審議いたしました際に、条文技術的な理由から変えたわけでございまして、実質はまさしく一世一元でございまして、一世という言葉を選んだ、用いなくした理由といたしましては、再々申し上げておりますように、旧皇室典範第十二条には「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ」とありまして、わけて、こういう条文でございまして、「一世ノ間」というのは踐祚をなさった新天皇の御一世の間というふうにおのずから読めるわけでございまして、今度の法案のように、ただ裸でいいますか、とにかく皇位の継承があつたときには新たに「元号は、政令で定める」と書いていますので、これらで仮に「一世」とやりましては意味が不明になってしまうというのが一つ、それからもう一つは、現在の皇室典範に皇族の範囲を決める条文がございましてここに王とか女王とかいろいろ皇族の方の範囲が書いてあるわけなのでございまして、その中に「三世」という表現がございまして、それは旧皇室典範にありましたような「一世ノ間」という場合の「二世」とは非常に意味が違った言葉でござい

すので、それとの混同といえますか、条文的な區別を明らかにするという意味合いも込めまして、「一世」という表現を用いないことにしたわけでございまして。

○鈴切委員 元号制度存続の理由といたしまして、政府は、「元号は、国民の日常生活において長年使用され広く国民の間に定着してきており、かつ大多数の国民がその存続を希望している」というふうに言われておりますけれども、それはいかなる根拠によるものであるか、政府がそういうふうに御判断なされた根拠についてはどうお考えでしょうか。

○清水政府委員 お答え申し上げます。その点につきましては、先ほど御指摘をいただきました総理府の行いました世論調査、これが昭和三十六年から昭和五十二年までにわたりまして四回行われておりますが、その調査におきましても、昭和の次の元号について、あつた方がいいかあるいはなくなった方がいいかというふうなことを聞いておるわけでございまして、その回答といたしましては、各回を通じて約八割の方が、元号は存続すべきであるあるいはあつた方がいいという回答をなさつていらつしやるわけでございまして。

それからまた、最近におきましては、各地方公共団体の議会におきましても、元号の存続あるいは法制化の促進の要望を決議しておられるというふうな事実があるわけでございまして、そのようなことが大多数の国民が存続を希望しているという点の根拠と申しますか背景であろうと考えております。

○鈴切委員 各公共団体の議会あたりで法制化賛成とかあるいは元号賛成というふうなことがいろいろ決議されておるわけでありまして、単純に元号賛成だというふうな内容で賛成をされたのは幾つあるのか、また元号を法制化しないという点で決議をされたのは何カ所であるのか、その点の御調査はできておりますでしょうか。

○清水政府委員 その点でございまして、都道府

県におきましては、沖縄県を除きます四十六都道府県におきまして決議をしておるという状態でございまして。全部は私どもの手元にまだ到着はしておりませんが、大半は到着いたしております。それから市町村の議会におきましては、私どもの手元にたゞいままでに到着しておりますものは約千五百十ぐらいでございまして、他の情報によれば、もう少し多くの公共団体におきまして決議が行われているというふうになっております。そして、その内容でございまして、これはまず第一に、どの決議におきましても法制化を要望しているという点におきましては、まず例外がなかったかと承知をいたしております。

○鈴切委員 いわゆる元号賛成ということで法制化ということの決議である、こういうふうな判断していいのですか。それとも、元号については存続賛成である、しかし法制化までは決議をしていくかどうかということについては疑問であるという点もないとは限らないと私は思いますが、その点についてはどうなんでしょうか。

○清水政府委員 その点につきましては、例外なく法制化を早くしてほしいという法制化促進の要望の決議であるということが申し上げられると思ひます。

○鈴切委員 元号は、わが国の歴史上国民と非常になじみの深いものでありますけれども、その元号の精神と意義は必ずしも一定でなくして、時代の変遷に伴つて変わつてきているように私は思うわけでありまして、これに対して政府としては、いままですと元号が統一されてきた中であつて、大別するとどういふふうな変遷が行われてきたのか、また国民的な意識はどういふふうに変つてきたのか、その点についてちょっと……

○清水政府委員 ただいまのお尋ねにつきまして、いろいろの見方もできるかと思ひますが、私どもとしてとらえておりますことは、元号を歴史的に見ますと、昨日多少御質問がありましたことにも関係いたしますが、一番当初の元号というものは中国から取り入れたというものになるわけ

でございますが、その辺の歴史的起源につきましていろいろ歴史学者の考え方というものがあろうかと思ひますが、それを別いたしまして、わが国で元号が開始され、大宝以来一貫して継続してきておりますけれども、この点につきましては、明治より前の時代において考えますと、当初はやはり支配者である天皇がみずから定めると同時に、そのことが天皇の支配者としての地位を示しているというふうな役割もあつて持っていたというふうなことが歴史的にも認識できるのではないかと思ひます。しかしながら、その後におきましては、御案内のとおり政治的にいろいろの変遷があつたわけでございまして、その間におきましては、そういう変遷の過程を通じて、元号が持つておりますもう一つの側面と申しますか、むしろ実際の機能の面と申しますか、つまりある特定の年月日を表示する、その年の表示の役割を持つという面におきまして、むしろこれは当初から一貫して続いておりますのでございまして、主としてそれらの面が現実的な意味を持つていたということが言えるかと思ひます。現在におきましては、私どもがとらえております元号というものは、そういう元号が日本国民のあるいは日本の社会におきまして共通の年の表示方法であるという点で長年存在を続けてきた、そういうことを通じて国民の間にある意味では同一の社会あるいは同一の文化に帰属するというふうないわば一体感のようなものも心理的に醸成されてきたと思ひますけれども、そういう面は現在においてもあるのではないかと。いづれにいたしましても、現実にはいま考へられております元号といたしましては、もっぱら年の表示の方法というところでのその意義をとらえることができる、かように存する次第でございまして。

○鈴切委員 昭和五十三年七月の読売新聞の全国世論調査の結果によりますと、何らかの形で元号存続に賛成している人の中でも、法制化をするほどのことではないという回答は六四・五％、法制化をした方がいいという回答が一五％、それから過

は、これに於ては、願望なくとも国家社会において責任を要するといふふうには申し上げられると思ひます。その状態におきまして、昭和という元号が事実たる慣習であるといふふうに言われている、

○**鈴切委員** 職前においては、元号の法的根拠は、明治元年の九月八日の詔書、行政官布告第一号、旧皇室典範、登極令等であります。これらの諸法令は、新憲法の施行に伴い廃止されたと考えてよいのか、あるいは行政官布告は正式には改廃されていないため依然として効力を有しているという解釈もありますけれども、この点については、政府はどういうふうにお考えになっていまいつか。

○真田政府委員 順序を立てて申し上げますと、明治元年九月八日、行政官布告、その中に「自今 御一代一号ニ被定候」という文句がございます。これはもう一つさかのほって申し上げますと、同じ年に一世一元の詔書が出ているわけでございます。そして、御質問の、明治元年の行政官布告の効力は一体どうなったのかという点の御指摘だろうと思

いまして、それは明治二十二年、旧皇室典範第十二条ができましたときに、実はその明治元年の行政官布告は旧皇室典範第十二条の中に取り入れられてしまった、そういうふうに解釈しております。そして、その明治元年の行政官布告を取り込んだ。明治二十二年の旧皇室典範第十二条は、現在の憲法の施行、つまり昭和二十二年五月三日をもつて効力を失ったというふうにご考へておる次第でございます。

○鈴切委員 明治元年のいわゆる行政官布告及び詔書は、現在も法規的に生きているのではないかということがしばしば問題とされておりますね。しかも、現に権威ある法令集のものにも一応布告として載っているということもありますけれども、それに対してはどうお考えでしょうか。

○真田政府委員 権威のある法令集のようなものに載っているのかどうか、私つまびらかでござい

ませんけれども、何せ旧憲法時代、つまり旧皇室典範第十二条で決められておりました元号制度は、現在の日本国憲法による主権在民の制度とは相入れないというふうに考えられます。したがって、先ほど申しました昭和二十二年の五月の三日に失効して、現在の皇室典範にはその点が取り入れられませんでしたので、別途、元号法案なるものを案は用意しまして、国会に御提出しようかという段階まで参りましたが、また当時の特殊な事情によりまして、それもかたがたで、廃案になった。それでその後は法的な根拠が失われまして、そして再び申しておりますように、事実上の慣習として三十年間の長きにわたって国民の間に定着して用いられておる、それが現状であるというふうに考えておるわけでございませう。

○鈴木委員 昭和三十六年の七月二十八日の閣議決定で公式制度連絡調査会議が総理府総務長官の主宰のもとに構成されましたが、どういふ問題が検討の対象となってきたか、またいままでどういふ調査や審議をされてきたのか、また結論が出たのはどういふ項目で、元号制度についてはどういふ結論になられましたか、その点について御説明願います。

○清水政府委員 お答えを申し上げます。

この公式制度連絡調査会議は、いまだ制度化または法制化されていない元号その他の事項について調査審議するため設けられたもので、随時開催するという趣旨になっております。そういたしましたので、昭和三十六年から活動を開始いたしました。調査審議をいたしました。その中におきまして、たとえば天皇の国事行為の臨時代行に関する法律というものが三十年代において制定されておるわけでございしますが、それもこの調査会議の一つの結論に基づいて行われたものでございませう。そのほか、国葬あるいは国賓に関するような問題につきましても、おおむね現在までに行われておるようなやり方というものが適当であろうとい

うふうに一応の考え方の整理をいたしております。それからまた、国歌、国旗というような問題も議論をされておりますけれども、この問題につきましては、現実には国歌あるいは国旗につきましても、現行の日本国憲法には「君が代」が国歌であるという認識が定着しているというふうな認識があるというところで、特にこれについてこれ以上格別のことをするという意見は出ておりません。それから元号につきましても、当初からの議論であつたわけでございまして、これはごく最近におきまして頻りに公式あるいは非公式の会合を重ねてまいりました。そうして最終的には、今回お願いを申し上げておりますような法制化という結論に達しているわけでございませう。

○鈴木委員 そのようにすると、公式制度連絡調査会議が三十六年の七月二十八日に閣議決定されてから今日まで、この問題をずっと取り上げてきて、そして政府は今回元号法案を出されたのは、かなりその公式制度連絡調査会議の内容を踏まえてそれに踏み切った、そういう方向になった、こういうふうに判断していいのでしょうか。それとも、もう少し政府はいろいろの世論調査をした上において、そういうものとあわせて考えて今回の結果になったのか、そういうことでしょうか。

○清水政府委員 先生のおっしゃいましたお言葉をかりれば、あわせて考えて一つの結論を出したというふうな申し上げた方がよろしいかと思ひます。

○鈴木委員 先ほど法的根拠がなくなった元号、そして事実たる慣習として存在している元号というものが、現在そのまゝの使用を続けているというふうな、将来はどういうふうな形になるというふうにお思ひになっておられますか。

○真田政府委員 お尋ねの点につきましては、現在事実上の慣習として行われている昭和という元号についての国民の意識、つまり慣習の中身、それをどう見るかによつて若干お答えが変わってくるんだらうと思ひますが、私たちの考えているところでは、現在の国民の意識、つまり事実上の

慣習としては、現在の天皇が御在位中は昭和という元号を用いるという意識だらうと思ひます。そういうものとして、それを前提にして考えますと、もし将来天皇の崩御ということが仮にございした場合に、もう元号制度はそこでなくなつてしまつて、西暦ということになりますか、それはそのときになってみないと確かなことはわかりませんけれども、少なくともただいま申しましたような内容の国民の意識だ、それが事実上の慣習であるという前提に立てば元号という制度はなくなつてしまふ、そういうふうな考えざるを得ない、こう思ふ次第でございませう。

○鈴木委員 現行の皇室典範では、元号に関して何ら規定を設けていませんが、規定されなかつた理由というのは、どういふことなんでしょうか。

○山本（憲）政府委員 現在の皇室典範で決めております事項は、御案内のとおり皇位の継承でございまして、御政の設置等、憲法によりまして皇室典範で決めるということが規定をされておりました。元号は皇室だけでどういふものかという問題ではなく、国家全般の問題としていたしまして純然たる国務に関する事項として扱われてきたわけでございます。そういうようなことでございませう。

○鈴木委員 皇室典範の第四條には、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」という決まっております。今回の元号法案は、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」というふうになつておられます。としますと、元号と皇位の継承とは全く関係がないということではないと思ひます。元号と皇位の継承とは、直ちに連動するといふ物の考え方でよろしいか。皇室典範第四條「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」とあります。それから今回出てきました元号法案は、「元

号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」という決まりです。そうしますと、これは全く関係がないということではない、こう私は思ひます。とにかく崩じたときには元号を改めるということになるわけですから当然ですけれども、しかし元号と皇位の継承と直ちに連動するといふ物の考え方というふうにとらえてよいのかどうか、それは切り離して考えるべきであるのかどうか、その点についてはどうなるのでしょうか。

○真田政府委員 日本国憲法の第二条に「皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」というありまして、この規定を受けて、ただいまお読みになりました皇室典範第四條に「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」という規定となつておるわけでございまして、今回の法案の中で「皇位の継承があつた場合」といふ言葉を使ひましたのは、むしろ憲法の第二条の皇位の継承という言葉をそのまま持つてきたというのが実情でございませう。皇位の継承は「皇室典範の定めるところにより」とありますから、直接的には皇室典範の第四條が働く場合にいまの改元が行われるわけでございませうが、ただ、おっしゃいますように、直接皇位の継承と、觀念上といひますか

考え方をとつて元号と結びつけたといふものではむしろなくて、元号制度については国民が持つておけるイメージ、それはやはり日本国憲法のもとにおける象徴たる天皇の御在位中に連動せしめて元号を定めていくんだという事実たる慣習を踏まえて、このような条文の仕方にしたわけでございませう。

○鈴木委員 同じく皇室典範に、摂政については、「天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみづからすることのできないときは、皇室會議の議により、摂政を置く。」というその「重大な事故」といふのはどういふことを基準にしているのでしょうか。摂政を置くについて、「重大な事故により、」ということな

で、構想としては大体何名ぐらいを予定をされていましようか。

○三原国務大臣　お答えをいたします。

まだはつきりと何名ということは考えておりませんけれども、若干名ということではまずまずで、併してまいりましたけれども、大体五名から十名

の間ぐらいいではないかというような考えでおるところでございます。

○鈴切委員 私はなぜ申し上げたいかと申しますと、実は専門家とか学識経験者あるいは文化人とかいっても、五名から十名ぐらいいのごくわずかな方から委嘱を出していただくということは、本来はやはり国民の統合としての象徴たるいわゆる天皇、しかも民主政治を根幹とする現憲法の中にあつて、国民の皆さん方が決めるという形にした方がよりベターだと私は思うのです、その点については、本場にわざわざの方々にこそそりと出していただく、そしてそれをどこでござらんになるか、なるべく人のいないところでござらんになつて、そしてお集めになつて、だんだん決められていくというやうなやういふ方、私はこれは本当は民主政治の中にあつては非常に恥部ではないかというように思はるのです。そういう意味において、やはり国民の皆さん方が喜んで元号を決めるという、そういう体質にしていかなければならぬわけでありまして、また、それは私の個人的な意見も申し上げまされども、私はそう思っているのです。

そこで、いま五人から十人ぐらいいというふうに言われておるわけですが、委嘱をする主体者は総理ですか、それとも総務長官なんですか。それから、こういうものについて閣議決定か閣議了解か、そういうことをされるのか、あるいは委嘱をする人の名前は、もうその委嘱される人だけが知つておる問題なのか、その点はどうなんですか。

○清水政府委員 ただいまお尋ねの点は、要するに元号名を決めていく手続の問題でございます。私どもとしては、当然のことながら、このやうな重要な事務の運び方につきましては、適当な形でこれをはつきりしておくことが当然であろうと思ひますし、それからまた、やはりそれは適当な形で外部に對しましても説明をしていくということと必要であらうと思つております。ただ、その内容あるいは、たとえばいまお尋ねの委嘱をする

るのは総理の名前であるのか、あるいは総務長官の名前であるのかというやうな問題、これはもう少し検討をさせていただきたいと思つておるわけでございます。あるいはそのやうな全体の手続というものを決めるのは決めることいたしましたも、それを決めたときの形式が、たとえば閣議決定というやうな形式を考へておるかどうかというお尋ねでございますが、その点につきましても、私どもとしては御意見の趣旨も踏まえさせていただきまして、適当な方法を検討させていただきたい、このやうに考へておるわけでございます。

それからもう一つ、ただいまお尋ねの学識経験者の名前を公表するのかどうかということでございます。総務長官からちよつと御説明があつたわけでございますが、いづれにいたしましても、全体の制定経過というものは国民の前に明らかにすること、望ましいと思ひますので、そのやうな方法にいたして今後研究をいたしたいと思つておりますけれども、その途中のやういふところで個々のお名前を公表することにつきましては、これはいろいろ考へなければならぬ問題があるやうな気が現在のところいたしておるわけでございますので、この点はちよつとむずかしいのではなからうかというふうに存じております。

○鈴切委員 総務長官、いまの答弁を聞いておつてあなたわかりましたか。適当なときにはつきりしなくちやならない、適当なときに外部にわかるやうにしなくちやならない、適当なときに、適当なときにと言つたんでは、それはさつぱりわかりません。少なくとも政治にゆだねられるという以上は、かなりその中身をわかつていただくか、と、実際には国民はよくわからないわけですよ。これはそういう事柄の性質とか、そういうことだけでもうべールに包んでしまつて、秘密、秘密でいくというやうなやり方、これでは全くわからないうわけですよ。総務長官、もう少しはつきり輪郭

をあらわしてください。その上において論議をしようよ。

○三原国務大臣 お答えいたします。私ども諸般の準備、勉強をさせていただいておるときでございます。その際には、公募方式をとるといふことも一つの方法ではないか、そういうことを考へたこともあるわけでございますが、しかし、いろいろなことと関連をして総合的に判断になるでございまして、その点を申し上げました。したが、しかし、私どもはここで法律を可決をしていただきますれば、その時点から具体的にこのやうなやうな段階を踏んで、たとえば学識経験者の方々に何名ぐらいい、これも先ほど申しましたやうに、公募というやうなことで考へてきたぐらいいでございます。それから、やはり国民の皆さん方の御意見を広く代表しておるやうな人選にならうかと思ひます。

そういうことで人数が決まり、これらの方々と人選が決まらうと思ひますが、とにかく人選をいつごろまでに行つたか、その人選が決まれば、その方々に候補名の策定を御依頼をいたします。その数はおおよそ何名ぐらいいのものをお願いしようと思つております。それを今度は、お願いしたものをどういうところで、まあ委嘱の問題もありました。委嘱はだれがするかということがある、それからその策定は大体の一つの区切りでお願いをすると思ひます。それから、できた時点ぐらいいはどのような形でそれを、総務長官が主管長官でございまして受け取つて、そこでどういうメンバーで整理をするか、そしてそれを整理をしたものを次にどういうやうな機関にかけていくか。先ほどお話をいたしました。政府が責任を持つてやると申しておりますけれども、立法機関に全く連絡をとらずにやるものかやらないものか、しかし、これはやはり問題である、そこで国会に御連絡をするすればどういふ形にするのかというやうな問題でございます。それから、あるいは閣僚に一挙にかけずに、閣僚にかけ

る前に、先ほど三長官というやうなことも申し上げたのでございまして、総理にも御相談をしながらやうな三長官である程度の整理をすべきではないか。そしてそれを閣僚懇談会にかけて、最終的に閣議決定というやうな段階を踏まざるを得ない。

そういうことで、法案が制定されます時点で、閣議を先ず、そういうやうな一つの手続上の段階をすつと整理をいたしまして、そしてそのことは国民の方々にどういふ方法でお知らせするか、そういうこともやるべきである。そして、最終的に、中身は幾つ出ました、この内容は何かでございますとか、それらの方々に御委嘱をして出しましたとかいふやうなことは、いづれ政令が出て公示されました後においては、国民の皆さん方にそれにくまなくお知らせをする、そういうことも必要である。こういう元号が制定されましたというやうなことがすべて終わった後に具体的に広く国民の方々に発表をする、公示をする。しかし、その前のやうな方々にやりますという手続上の問題は、事前に国民の方々に知つていただく、そういうやうな処置もすべきである。そういうことを、いま詰めてまいつて勉強いたしておることを、最終的には法案が制定されて後には具体的にそのやうな取り組んでまいるというやうな準備をいたしておる現段階でございます。

○鈴切委員 いま総務長官がおつしやつた中に、結局は元号を決めて発表する時期をどうするかという問題だということにおつしやつたけれども、結局は皇位継承があつた後ということになるわけであつて、そこに非常に元号が民主的でない、それをかなり政府の方も民主的努力をされながらいろいろ考へてこられたわけでは、私はこれは評価しないものではなかつたわけですが、常に天皇百年の後のことを考へて元号という問題が実際にはいつともいつとも出てくるわけですね。だから、これはまさしく元号が出るときには天皇がかなり御病氣だとかあるいはお年を召されたとかいふ時点にやはりそういう問題が出てくるわけですね。

これは私の私見になるわけですが、お年を召したあるいは病氣になられてもう必要に迫られたときに、そういうような手順でやらなくちゃならないというところに問題があるのじゃないか。だから、むしろ天皇が皇位につかれてから十年たった、もうそのときには天皇としては皇位にあられて十年の経過を経られた。そのときにそういう皇位も含めて象徴天皇としてお祝いを申し上げながら次の元号を決めちゃうのですよ。国民から公募するのです。公募して、そしてそれをまた十年たったら見直しをする。また十年たったら見直しをする。その時代、時代によって国民の生活様式とか考え方というのは変わってくるわけですよ。そういう元号なときに、そこで次の元号を決めてしまえば問題ないわけであって、その次に十年たつたときにはもう自動的に公募で皆さん方からそれぞれいい案をお出しになるわけですから、それを政府としては取り上げるという、やはりそういうユニークな方法だって、ぼくは考えられないわけではないと思うのですよ。

常に政府が考えているのは、もうお年を召した、病氣になられた、こういうことを言われると縁起が悪い、御不敬に当たる、こういうことが常に先行するから密室ですべてを処理をしていかなくちやならない、こういう形にならざるを得ない。これは象徴天皇という国民のシンボル、すなわち国民統合のシンボルである立場から言うなら、私はそうあつてしかるべきではないかと思うのです。そういう点について、総務長官、私非常にユニークな考え方を持っているのですけれども、お考え方はいかがでしょうか。

○三原国務大臣 御指摘、大要三点ぐらいだと思ひますが、一つは民主的な運営をするということとで公募の考え方も一つ考えられるではないか。それから、これはいままで鈴切先生からも御意見を承つてまいる間にございましたが、随年的なことでどうだというような御意見もございました。あるいは過去におきましては五十年ぐらい区切つてやれないかとかいふような意見もございました。

した。いまだ十年ぐらいではどうだというような御意見も出てまいつておるわけでございまして、そういうような点を十分ひとつ踏まえながら最終的には進めてまいりたいと思つてございしますけれども、ただ、ここでそれではそういう意見を入れるのかということになりまして、なかなか困難な事情でございします。しかし、いま御指摘なり貴重な御意見としてお述べいただきましたようなことは、十分ひとつ将来の貴重な参考意見として考えてまいりたいと思つておるわけでございします。

ただ、申し上げにくい点がございしますのは、元号を何年か置きましてやる場合に、すぐまた次の元号というようになことがあつてはなりませんけれども、そういう重なるようなことに相なつても相済まぬというように非常に申し上げにくい心配もいたしておるわけでございします。諸般の情勢を踏まえながら、いま貴重な御意見として承つて、将来の参考にさせていただきますと思つた次第でございします。

○鈴切委員 いよいよ法案がこうやつて審議をされていきますれば通過するだろうと私は思つておりますけれども、しかし、そういうことから考えますと、この法案が通過したときにもうこれは手続を進めなくちやならない、そういう時期に來ていのかどうか、その判断はどうなんでしょうか。もう手続をしないくちやならぬわけですね。もう法案が通ると同時に手続をする、そういう時期に入つてきていふんだ、こうお考えになつておるのか。手続だけは決めておいてしばらくは待つておこう、そうおっしゃつておるのか、その点はどうか。

○三原国務大臣 お答えいたしますが、私の浅い国会議員としての生活の中で、法案ができて事前に政令もこういう準備をいたしておりますというやうなことを申し上げて準備をしております場合もあるわけでございしますが、今回の場合は法案が皆さん方の御審議が終了いたしましたして制定をされれば、速やかに政令なり諸般の手続、準備を具

体的にひとつ決定をしまひたい、そういうこととおるわけでございします。

○鈴切委員 学識経験者の案を何らかの形でつて、そしてそれを閣僚の中で総務長官を中心にして内閣官房長官、法制局長官とかそういう方が会つてお話しになられて、きのうのお話だと衆参両議長にも一応こういう案をお示しになる。そして最終的には総理大臣だ、こういうことですね。こういうことであるとするならば、その都度その都度整理されて何らかの意見が付せられて総理大臣のところに行くのか。総理大臣がばつと見てこちらと決めてしまふのか。その点はかなり審議の過程というものを尊重して総理大臣はこの最終的な案に対しての判断をされるのか。最終的には幾つぐらい一応お出しになられて、そして総理大臣がそれに対しての意見を付してきたものに対して判断をされるのですか。その点はどうかでございします。

○三原国務大臣 最終的に判断を下す総理大臣に對しましては、中間の報告もいたしますし、全体的な経過は知つていただき、各方面の御意見等もこういうことでございしましたということを報告申し上げて、最終的な判断を下していただくように考えておるところでございします。

○鈴切委員 総理大臣が最終的な判断をされるわけでありまして、今日こうやつて元号法案を国民の目の前で審議をしていくわけですね。となりますと、政府は閣議決定を最終的にするわけですから、国会にはどういふふうな御報告の仕方をなさるのですか。ただ、衆議院と参議院の議長の御意見を聞いただけで、そのまま終わつてしまふのか。少なくとも、こうやつて一生懸命国会でも御協力申し上げているのですから、国民の皆さん方に対して何らかの国会で報告する必要性はあるんじゃないかと私は思ふのですが、その時期とかお考えはどうなんですか。

○清水政府委員 御意見は十分踏まえまして、私どもは、衆参両院議長、副議長を、私どもから申し上げるの、御越えもしませんが、代表ということで御意見を承らしていただくというステップは考へるわけでございしますけれども、全体といたしまして、制定された元号、それからその経過全体につきましては国会の方にも御報告をすることが筋として望ましい問題であらうというふうに考へておるわけでございします。

それから、もう一つつけ加えていただきたいですと、ただいま申しましたのは制定があつた場合のこととでございしますが、もう一つ、その前の問題といたしましては、この法律が制定された場合には、ただいま大臣から申し上げましたように、段取りの問題、つまり手続というものをきちつと決ままして、その決めたところに従つて委嘱をするなら委嘱をするという行動を行うわけでございしますが、まずその手続を全体として決めたことにつきますと、適当な機会には、チャンスがあれば御説明と申しますか、御報告申し上げるということもできるかと思ひます。

○鈴切委員 そうしますと、総務長官もその手続はこの法案が通れば急いでやらなければならぬというお話ですが、目途としては大体どれくらいおかけになつて手続の方法をお考えになるのか、また、委嘱からある程度最終的な決断が出るまでは大体どれくらい目安をお考えになつておるのでしょうか。

○清水政府委員 法案を成立させていただきましてからできるだけ早く取り組みたい。もちろん取り組むという前に、現在もうすでにいろいろ御意見を踏まえさせていただきまして検討を続けておるところでございしますが、正式に法案が成立し次第きちつとした手続を定めるという仕事に取り組みたいと思ひます。

それからまた、その手続の最初のステップといたしまして、委嘱をするという方の選任と申しますか、選定につきましては直ちに取らるやうに考へた方がいいのではなからうかというふうに考へております。

○鈴切委員 直ちに行つた方がいいだろう、それが

ら手続はすぐにやりましょうと言ったって、ちっともめどがない。少なくとも、これは大体何月ぐらいかかる、これは最終的には何月ぐらしかかるということぐらひは、およそ政府がこれだけの法案を出してこれらで全くと頭にならないとするならば、よほど無能な官吏ですよ。総務長官どうですか。

○三原国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたが、できるだけ速やかにかかりますとともに終了させたいということでおるわけでございますが、何日ぐらひということはいま申し上げることは御遠慮させていただきたいと思っております。

○鈴切委員 改元方式について先ほどちよつとお触れになったわけでありましたが、国民の生活の利便とか合理性から考え、新しい元号は皇位の継承のあつた翌年の一月一日、私どもの党の考え方は非常にユニークであると同時に、これは国民の皆さん方からいろいろ御意見もちょうだいして、一応私どもとしては考えた改元方式なんです、そういう考え方についてどういふふうにお考えになつておられるのか。それからまた、過去においてはどのような改元方式がとられてきたのか。あるいはまた明治の改元と大正、昭和の改元の違いはどうなつておられるのか。いろいろ改元のされ方があつたわけ、これは政府が今後お考えになることだとおっしゃつておられるわけですね。速やかにおつしやつておられるわけでも、速やかにおつしやつておられるわけでも、たとえば、速やかだというならば、直ちに、御崩御になつたその日からということになるわけですね。しかし、これは非常に国民的な感情にそぐわない。総務長官、喜びと悲しみを一緒に表現せよといつて、できますか。同時に悲しみと喜びを表現するということができないならば、これは人間ではありませぬよ。考えてみますと、そういう非常に無理なことを改元方式に用いようというのは国民生活の中にないでいい。

ちなみに、いま国民的な常識として考えることは、たとえば亡くなられたという、必ずといつていくらい正月の前に、おたくにもずいぶんお手紙が来ると思ひますけれども、喪中につきまして年始のごあいさつを遠慮させてもらいたいという、一年間はわれわれ国民生活の中においても必ずそういうことをするんじゃないですか。まして国民の象徴である天皇が、もしそういう方が一のことであつた場合において、やはり私も国民の一人として、亡くなられたことに對して悲しみを感ずるわけでありまして、とするならば、年が改まつて、そこで改元をしていくというのが非常に私どもは、この考え方は国民の方々からいろいろお聞きして、今回これを提案しているわけなんです、その点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○三原国務大臣 お答えをいたします。先ほどから申し上げておりますように、皇位の継承があつた場合には、できるだけ速やかに元号の制定をいたしたいという趣旨は踏まえてまいりたいと思つてございまして、いま御指摘のように、国民の感情あるいは国民の生活に及ぼす影響もございまして、そうした点を十分慎重に配慮しながら措置すべきであると言われる御意見につきましまして、貴重な御意見として承つてまいつておるところでございますし、こういう点を踏まえてまいりたいと思つてございまして、ただ皇位継承の時期等を判断いたしまして、本日に申しわけないことを申すようでございますが、お許しを願つてと思ひますのは、十二月の末日というところがあつて、一月一日というおめでたい日にできるのだからどうかという一つの国民的な感情、感情とともに、制度的にとらえていただくというふうな点も必要であると思ひますから、そういうふうなことを貴重な意見として参考にさせていただいて、最終的には政府の責任において決めさせていただくべきではなからうか、そういう判断もいたしておるわけでございます。

○鈴切委員 それは政府がお決めることになるわけですが、私は言いたいことは言つておきまして、五年六月二十八日なんです。そうしますと、大正十五年の十二月二十五日、それで昭和元年にやつた。そこで、考えることは、昭和元年と本當に呼べる人、ばくなんがすぐ大正、大正と言ふんですけれども、わずか七日の間に生まれた方、全く昭和元年であつたというその日にちの方は何人ぐらひいますか。また、大正十五年に生まれた方は、相対的に何人いるんですか。また、亡くなられた方は何人ですか。これは調査されておりますか。

○清水政府委員 恐縮でございますが、具体的な人数はたゞいま手もとにございせんので、追つて調査をさせていただきます。

○鈴切委員 やはりそういうことまで全部調査をした上において結論が出てくる問題であつて、私も申し上げたいことは、わずか七日の間に生まれた方、それから七日の間に亡くなられた方、これは一年の間のごく一部分なんです。だから、なかなか昭和元年だといふ人は出てこない。大正十五年と、それからすぐに今度は昭和の二年という形になつてしまふ。となると、あのときには、当然、大正といふものはその年の年に喪に服して、昭和元年といふのは次の年の一月一日にやればよかつたんじゃないか。これは非常に説得のある国民の声だと私は思ふのです。そういうことを考えて、いすれにしても亡くなられたんだということになれば、国民の感情としては、はあということでは悲しみを一にするのは同じなんですから、また改元をするとは相当混乱があると私は思ふのです。いろいろ書く物についても、昭和と書いてあるものをいきなり消さなくちゃならない、あるいは刷り直さなくちゃならないという時間的なロスがあるわけですね。皇位の継承があつたとき単は改元をするというのですから、改元をするというの、一月一日からおやりになるならおやりになるという形にしたい、その間にいろいろの書類を整理したり、次の一月一日からはどういふ元号になりますよということ、不思議でも

何でもない。これは非常に説得ある意見だから、ひとつそういうことで総務長官、御努力してください。いかがでしょう。

○三原国務大臣 皇位継承の時刻あるいは国民の感情あるいはいま申されました国民の生活に及ぼす影響等、貴重な御意見の御指摘がございましたが、先ほど申し上げましたように、十分参考にして最終的な結論を出したいと思ひます。

○鈴切委員 元号と追号の問題ですが、明治以後においては、元号が天皇の追号とされてきたわけでありまして、元号と追号とどういふ関係にあるのか、法的にはどういふ関係にあるのか、私には、元号と追号とどういふ関係にあるのか、きではないだろうかと思ふので、きでも、その点についてはどういふふうか。

○真田政府委員 おつしやいますように、元号の制度と追号の制度とは別のものでございまして、むしろ端の制に申上げますと、亡くなられた陛下の御追号をどう決めるかといふことは、実は皇室の、つまり内廷の事務であらうと思ひます。ですから、元号がそのまゝ當然に追号として、亡くなられた陛下をお呼び奉るというふうなことに制度上なるものではないというふうな考えでおります。

○鈴切委員 そうしますと、明治とそれから大正は元号と追号とが一緒の形になつたわけですが、これは慣習がある、慣習的にたまたまそうなつたんだというふうな判断していいのか、あるいはまた、先ほどの皇室事項だといふことになりまして、これは天皇の権限で追号といふものは決められるのかどうか、この点どういふふうか。

○真田政府委員 明治、大正の際の例と、私が先ほど申し上げましたのは、これは明らかに基礎が違つたわけではございまして、私が申し上げましたのは、いまの憲法になつてからの元号と追号との関係を申し上げたわけでございます。明治、大正のときには、元号を定められるのも追号を定められるのも、元号の場合は天皇であり、追号の場合には、つまり天皇であらうと思ひますけれども

も、いずれも皇室が中心になってお決めたことになった次第でございます。そういう意味で、現在の制度のもとにおける元号と追号との関係とは趣が違ふというふうな考えでおる次第でございます。

○鈴切委員 そうしますと、いまの憲法の中においては、追号というのはどういふ地位にあるのですか。皇室事項という関係になるのでしょうか。これについてはだれが追号を決める権限を持っているのでしょうか。

○山本(悟)政府委員 追号につきましては、現在は法令がないというふうな状況になっていると存じます。したがって、過去の法令、法規等を参考にいたしまして定められてくるというふうなことになるかと思つておるわけですが、過去の例は御案内のとおり、新帝が勅定をされた、こういうことでございまして、その旨が宮内大臣と内閣総理大臣が連署して告示された、こういうことでございまして。

こういふような過去の例というのを十分考えながら、今後いろいろと研究を続けていかなければならない事項と思つておるわけでございます。ただいま、どういふかこうでどうなるかということとを申し上げるのは差し控えていただきたいと存じます。

○鈴切委員 元号法が制定された場合の使用運用についてお伺いしたいわけですが、元号の使用については、公的機関、いわゆる行政、司法、国会の各機関と地方公共団体に当然に及ぶだろうというふうな御見解をとっておりますが、国民と公的機関との関連においては、その使用については協力を求めるけれども強制はしないんだというふうな言われております。その点、特に行政、司法、国会あるいは地方公共団体に、この法律ができた場合においては、当然その場所においては影響が及ぶということになれば、国家公務員とかあるいは地方公務員とか、そういうふうなところに動められている方々は、当然この法律に基づいて拘束されるか拘束されないかという問題が出てくるわけですが、その点はどういうようにお考え

でしょうか。

○真田政府委員 ただいま御審議をお願いしております元号法案には、使用のことは何ら書いてございせん。したがって、厳密に申しますと、この法律ができたからといって直ちに国家公務員、地方公務員等が新しい元号、つまり政令で定められた元号を用いなければならないという法律上の義務が生ずるものではないと考えております。

ただ、国家公務員法の九十八条だと思ひますが、地方公務員法にも同じような規定がございまして、公務員は、法令または職務上の上司の命令には従わなければならないという義務を負つておりますので、したがって、もし上司が、公務上の必要から、国家公務員なり地方公務員に対して公務上の文書なり書類なりには新しい元号を用いなければならないという職務上の命令を出せば、これは従わなければならないことになるのは当然でございます。ただ、地方公共団体ににつきましては、これは国の法律ができたからといって当然地方公務員に及ぶものではございせん。先ほど申しましたと同じような理屈によつて、もしその地方公共団体で、公共団体の恐らく長になるんだらうと思ひますが、首長さんが職務上の命令として新しい元号の使用を命令すれば、職務上の命令として拘束を受けるということに相なろうかと思ひます。裁判所の職員につきましても、司法行政事務の一種として大体似たようなことにならうかと思ひます。

○鈴切委員 そうしますと、この法案については使用上の罰則規定もなければまた義務規定もないんだ、だから、それにおいては国家公務員が違反をしたからといって、その法律に基づいて処罰されることはないけれども、しかし、国家公務員法とか、そういう一つの法律の観点からいくなれば、上の方からそれを書きなさいというふうになつてゐる場合においては、これは従わざるを得ない、それに反する場合には罰則、懲戒、そういうこともやはり一つは問題になるだろう。しかし、これは

最終的にはやはり裁判になるのじゃないですか。

○真田政府委員 大体おっしゃるとおりの節書きでございまして、先ほど申しましたように、職務上の命令として新しい元号の使用を公務員に命じた場合には、それに従わなければならない。それは、この法律があるから法律に従ふというのではなくて、職務上の命令に従わなければならないという、そういう理由から職務上の義務が出てくるわけでございます。したがって、もし公務員がその職務上の義務に違反すれば、これは懲戒事由になりますので、しかるべき情状に応じて、戒告になりますかどれかわかりませんが、何らかの処分は受けることになるかと思ひます。その場合、公務員が不服があれば、もちろんそれはしるべき筋道を通して、人事院を経るなりあるいは人事委員会を経るなりして、最後には裁判所に行政訴訟を起すことはもちろんでございまして、その場合に、裁判所がそういう職務上の命令が合理性がないというふうなことを仮に判断すれば、それは原処分を取り消すということになることも理論上は考えられるわけでございます。

○鈴切委員 元号の使用は国民に強制されない、いままでと何ら変わりはないと言われておりますけれども、教科書の検定における改善意見などの例がありますけれども、実際はどうなつておりますでしょうか。

○清水政府委員 文部省からお答えする方が適當かと思ひますが、私の方からお答えを申し上げますと、教科書の問題につきましては、文部行政と申しますか、教育行政という立場におきまして文部省が検定基準を定めておることを承知いたしております。その検定基準におきましては、元号と西暦を併用するということを前提にしてございまして、いふふうな承知をいたしておきまして、なお、この法律が成立をいたしました後におきましても、その点を特に変えたいとお考えは持つていないように承知をいたしておりますので、あとは実際にどういふような教科書がつくられるかという実情に係つてくる問題だろうと思ひます。

○鈴切委員 協力要請の限度なんですけれども、公的機関の窓口業務との関連においては、元号の使用については協力を求めるというふうな言われ

ております。しかし、それを拒否した場合、役所に提出する書類及び申請書の中に西暦しか書かなかった場合、どのように処理されますか。

○清水政府委員 その点につきましては、公務の立場におきましては、国民に對しまして、公務の統一的な処理というより立派な立場から、こちら側が元号でやつてゐる場合には、元号による表示を使つていただくように、その点まが協力を要請する立場にあるわけでございますが、それとどういふ意見が違ふという方が西暦で書きなするといふことがありまして、それはそれで有効に受理をされていくものと考へております。もちろん役所の方におきましては、それに基づきましてたとえ帳簿に記入をし、整理をしていくといふようなその内部の事務につきましても、これはやはり元号の方で整理をしていくということになるかと思ひます。

○鈴切委員 その場合、本人の自筆を必要とする個所に書き込みを拒否した場合、後に問題は残らないかという問題があるわけですね。あるいは権利義務に関連して、その後に裁判が行われたときに、自筆でなかつたために不利とかまたは問題を起すといふことはないのでか。あるいは、たとえは昭和というものが書いてあつて、それを西暦というので書きかえた場合、そういう問題が権利義務に影響することはないのか、そういう点について、これは予測されるいろいろの心配事でありまして、それは、そういう点はないのかどうか、ひとつその点。

○真田政府委員 ただいまの御質問は、国民私人間の契約の中身についてのことでございまして、公的機関に出すといふことになると、元号を書いて、そこで拒否をする、拒否をしたときに、そちら様の方であるいは元号によつて処理をするといふ形になりますね。それは元号で処理したということ

はその人にわからないかも知れないけれども、裁判所だとなれば何らかの方法で証拠を出したときに、これは私が書いたんじゃないというような形になるのか、あるいは元号で書いたものを消して西暦で出したとか、いろいろの形が出てくるわけですね。そういう場合、そういうおそれは全くないのかどうかということです。

○真田政府委員 大抵の場合は、その窓口で、届け出に來られた方に御協力をお願いすればお直しになっていただけるのだらうとは思いますが、これも、もしどうしてもいやだとおっしゃれば、これは運用の問題でございますので、私がどうすべきだということを申し上げる立場ではございませんけれども、場合によっては、届け出はそのままにして置いて、そして役所の中に持っている公簿、原簿は元号で書くというようにも考えられます。そういう場合、じゃ届け出書と役所の手持ちの原簿とは表示が違ふじゃないかというようなことが仮に裁判上の問題になったというようなことを考えました場合に一体どうなるかということになりましたが、それはやはり裁判所が合理的に判断をいたしまして、それは指折り数えれば同じだとか、指折り数えなくたって当然同じ特定の日をあらわしているものだという判断がつく場合には、これは別に問題なく処理されることになるのだらうと考える次第でございます。

○鈴切委員 それに関連して、神繩は非常に長い間アメリカの施政権下に置かれておりましたけれども、西暦使用が当時盛んに行われておりましたね。ですから、現在の神繩の元号と西暦の使用状況はどうなっているのか、そして、今日元号法案が通過した後の神繩における元号の使用の見通しはどうお考えになっているのか。それからまた、政府は元号法案通過後、神繩に対して何らかそれなりの要請をするのか。その点についてはどうなのでございましょうか。

○清水政府委員 神繩におきましては、復帰後は公的機関におきましては原則として元号によって事務を統一に行っております。一般の市民の生

活におきましても、西暦とともに元号もかなり定着をしつつあるように伺っております。

この法案ができました場合にはどうなるかということでございますが、この点につきましては、私どももいたしましては何か格別のことをする必要はあるというふうには考えておりません。今後とも現在と同様に県民の方々には自然に使い分けていただくことになるのだらうと思っております。

○鈴切委員 私は時間が四時一分までですので、もうそろそろ最後にしたしたいと思います。

西暦との併用についてですけれども、元号についてはその使用を全く強制しない、このように言われているわけでありまして、西暦併用を妨げないということも明確に、何らかの形で明らかにする必要があります。なぜ法案の中にそういう問題が書いてないかということも言われているわけでありまして、これは使用上の問題だということになるかと思いますが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○真田政府委員 ただいま鈴切委員がおっしゃいましたように、本法案はまさしく元号という制度の決定の手順を決めているものでございまして、使用に関しては何らかの強制はいたしません。もし、その元号の使用を何らかの意味で強制したり、あるいはその使用すべきことについて国家機関なり公共団体が介入するというようなことを考えれば、それは条文として書く必要がございますけれども、むしろ私たちの本心は、当然併用を妨げないのだというふうにお考えしておりますので、そういう条文をわざわざ置く必要はないというふうな判断のもとに立ってこの法案の起草をした次第でございます。

○鈴切委員 約二時間にわたっている議論を申し上げました。わが党は先ほど申し上げたとおり、元号の存続に賛成でございますし、それから法制化についても賛成という立場をとっております。しかし、国民の多くの中にはやはりいろいろお考えがございまして、この国会の審議の場所に

おいて政府の考え方は明確にお答えをしておいただかなければならないので、そういう意味においてはむしろ反対な立場のようなことからもお聞きを申し上げます。また、公明党の主張する点についても政府の方としてはよくおわかりになったと思っておりますので、どうかその点について最後に総務長官、私どもも申し上げたことも十分に考慮に入れたら、広く国民の総意のもとに今後元号というものとは民主的な方向で決められるということをおとつ要望しているわけでありまして、一言だけ御決意を伺って、質問を終わります。

○三原国務大臣 お答えいたします。

公明党を代表しての鈴切委員の貴重な御意見、十分聞かせていただきましたので、ひとつこれを参考にさせていただいて最終的な処理、決定に役立てたいと思っております。心から感謝申し上げます。

○藤内委員長 吉田之久君。

○吉田委員 私は、民社党を代表いたしまして、この元号法案に対して若干の御質問を行いたいと思っております。

初めに、私たち民社党は、この元号法制化に賛成であります。ただ、この元号法案そのものの今日までの提出の経過の中で、私どもの党の先輩であります受田新吉代議士が、総務長官がかわられるたびに絶えずこの問題をいろいろと問いただしてこられました。

〔委員長退席、竹中委員長代理着席〕

ようやくいま元号法案の審議が進められることになりまして、その点では、われわれとしても、受田先生の信念ときよまでのその御努力に對して、一党員としてまことに敬意を表している次第でございます。ただ、私どもがこの元号法案に賛成いたします最大の理由は、決して固執的な考え方はありませんで、われわれは、この問題を今日の国民生活にとらひ合わせてまことに現実的な問題としてとらえて、その立場から賛成しているということなのでございます。したがって、きょうま

で賛成、反対の各委員からうんちくを傾けられたいろいろな御質問がありましたけれども、そしてまた、古い歴史の源流を訪ねての論議あるいは古い歴史にいろいろ懸念を持つての御意見、それはそれなりに拝聴いたしておりますけれども、もっと現実的な立場からこの問題をいろいろ御質問申し上げたい、こう考える次第でございます。

先ほど来、質問に対する答弁の中でも種々申し述べられましたけれども、天皇がだんだんお年を召してこられる、天皇といえども人間でいらっしゃるから、必ずいつかお亡くなりになる日が来る、その後この昭和に続く元号、年号というものがなくなるかもしれないのだ、言うならばいまの昭和に対しては何の法的根拠もないのだ、こういうことをいま国民に言いますと、多くの国民は、それは大変だ、それじゃその後、子供ができたって孫ができたって、年の勘定も直ちにできぬではないか、すぐに西暦に切りかえる、非常に異質なものの対応の中でどうも困惑せざるを得ない、したがって、ぜひ何らかの形でその後の問題を

をはっきりしてほしい、こういう答えが返ってくるわけでありまして、これは恐らく今日日本に生きている大部分の国民の常識だと思っております。したがって、その常識に對応しながらこれからこの制度を決めていかなければならない。だとするならば、きょうまでの重要な問題、しかも戦後三十四年間、いろいろ山積する重要な問題が放置されております。この元号問題というのはそういう意味でまさにタイムリミットに來ている問題だと思っております。にもかかわらず、歴代の政府はこの問題に對してきわめてその日暮しの的と申しますか、大変な政治問題になりかねないので避けて通ると申しますか、非常にその責任感の希薄さを問々見せてきてこられたような気がするわけでありまして、私どもは大変残念に思っておりますけれども、まず、総務長官は今日までのこの政府の対応の仕方に対して十分であつたとお考えかどうか、お伺いをいたす次第でございます。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

今日まで元号問題につきましては、政府もこれを等閑視してまいったことではございません。そうした元号問題については、新憲法制定以来、政府の關係省庁におきましてはそれなりの取り組み、検討をしてまいったと思うのでございす。したがって、今日まで政府がこれを等閑視してまいったというようには私は見ておりませんけれども、やはりいつの時点にこの問題をどうした法律として国会に御審議を願うかというような決断を下す時期がたまたま現在に立ち至った。政治の流れの中では絶えず努力はしてまいりました。その政治の流れから見ても、現在時点において決断をし、国会の審議をお願いするということに相なったものと私は受けとめておるわけでございす。

○吉田委員 いろいろ検討しながらも決断の時期が今日に至ったということではございすけれども、それは裏返しに申しますと、大変優柔不斷であつたということになると思ひます。特に、きょうまでの国会のいろいろな問題の論議の中でも、場合によれば内閣告示でも事足りたのではないかとというようなことを答えてこられた時代があるわけでありまして、それが今日この問題に及んで大変いろいろな反論を起す一つの論拠になつております。言うならば、政府みずからそうした種をまいてきておつたではないかと思ひます。こゝにいますけれども、いかがでございすか。

○三原國務大臣 お答えをいたします。

御指摘の点、そうした過去の経過的な事実として私は率直に受けとめざるを得ぬと思ひます。しかし、それも法案を国会に提案をするというところまでの決断でない、やはり検討の時期であつたということでお許しを願ひ、御理解を願ひたいと思ひます。

○吉田委員 今度のこの元号法案の審議をめぐりまして、この際元号と訣別して、むしろ西暦一本にする方がよほど明快ではないか、またそれが進歩と言えるのではないか、あるいはそれがきわめて合理性を持つものであり、国際性を持つもので

はないか、こういう意見が確かにあるわけでございす。また、理論的にもそれは大いに一つ成り立つ御意見であると私には思つております。しかしながら、われわれ人間社会におきまして理論と現実とが著しい食い違いを見せる、その違いといふものがまさに浮き彫りにされておる、そういう象徴的な代表的な問題としてこの元号というものをとらえることができると思ひます。確かに理論的には西暦一本の方がいろいろな面できわめて合理的であるかもしれないけれども、しかし、それに対して大衆はいささかも共鳴しない。むしろ圧倒的な多数が元号の存続を希望している。私は、そこにやはり民族の個性というものがあつて、私に、また、歴史的風土と申しますか、習慣の重みと申しますか、そういうものがにじみ出ているように思ひます。

しかし、この元号を法制化して今後とも昭和の後に続く元号というものをきちんと制定していく場合、特に先ほど鈴木委員からも御質問がありましたけれども、沖繩の方々の特殊事情というものを十分配慮しながらこれを適用していかないと、沖繩の人たちには二転、三転する年の呼び方について混乱が生じてくる、あるいは大変いろいろな悩みや苦勞がでてくるのではないかと私は思ひます。

具体的な例を申しますと、私もついでこの間沖繩へ参つたわけでありますが、そのとき、かつて本院の議員をしておられた安里積千代先生に会いまして、それから、空港から演説会場まで一緒に車に乗りまして、われわれの話というのはとなくそういうことになるものでございすが、先生の衆議院の当選は何年と何年でしたか、こう聞きまして、一九七〇年と七二年だ、ただし沖繩が日本に復帰する前、私は日本人だから選挙権はなくとも被選挙権があるはずだということ、一人沖繩から立候補したのは一九六五年だった、昭和で言えば何年かなと言つて笑つておられ、首をかしげておられたわけであります。私は、ここに、あの戦後アメリカの施政権下に置かれて二十数年

間を経た沖繩の生活習慣の本土と違う大きな変化、それはある面では強いられた変化であつたかもしれないけれども、現に起きておる変化、本土との違い、そういうものを現に確認せざるを得ないわけであります。

同時に、われわれの側から言つて、自分がいつ立候補をしたか、当選したか、落選したかというのは、昭和で数えてこそばつぱとまざまざとよみがえつてくるわけでありますが、それを西暦で言つてみると言われれば、これはむしろ大変なこととてございす。したがって、同じ日本の国民の中に生まれてからこの方、ずっと元号ばかりで年を呼んできた大部分の国民と、それからいまや二十数年間アメリカの支配下にあつて完全に西暦になり切つてしまつた沖繩の県民の人たち、こういう二つの違いのある中で、今後元号をきちんと日本の一つの制度として決めていこうとするからには、沖繩に対しては、先ほど御答弁がありましていまや定着しているというお話ではございすけれども、私は直ちにそうだとは思ひないわけでありまして、特に若い人たちははもとんど生活様式が西暦で数えられるように完全になじんでおられるのではないかと。だといたしますと、沖繩の県民の方々もいろいろと公文書等でももちろん御協力なさることは思ひますけれども、特に教育面でいろいろと一層の配慮がなされなければならぬのではないかと思ひます。この辺で総務長官や文部省のお考えを聞きたいと思ひます。

○三原國務大臣 お答えいたします。いま、非常に思ひやりのある沖繩県民に対する貴重な御意見として承りました。全くほかのことでございすけれども、交通方法変更に伴います問題等でも、私も非常に貴重な一つの経験をし、沖繩県民の方に苦勞をかけておる現状も私痛感を感じておるものでございす。今日の元号におきまして、政府といたしまして沖繩県におきまして、政府といたしまして元号を昭和四十七年の復帰以来はお使い願ひたい

というような協力を願ひ、公的な機関におきましてはそれを実施していただいております。なおまた、一般の県民の方々にもしも元号の御使用をお願いいたしておると思ひますけれども、いま御指摘のように西暦と併用していただくことにつきましては、これは他の府県と同様な事情でございすが、しかし現在のところ、確かに長い間西暦を使つておられますので、そういうような実態のあることも承知をいたしております。したがって、いま御指摘のように十分そうしたこととを配慮しながら、官庁事務、窓口業務等におきましては特段の配慮をして、元号法制化の後におきましては処置してまいらねばならぬという御指摘については、十分それを踏まえて対処してまいりたいと思ひます。

○上野説明員 まず最初にお断りさせていただきますのですが、私は教科書検定の関係で、沖繩のそういう教育全般についてお答えする立場になつてございせんので、教科書検定という立場から一応答えさせていただきます。

現在、教科書の検定に当たりまして、元号の關係について申し上げますと、一般的に教科書の表記、表現というのはそれぞれの教科の目標なり内容に適した形で記述されておる必要があるわけでございす。そういう意味で、まずそれぞれの著者の判断によりましていろいろ記述されておるわけでございすが、ただ、日本の歴史の年代表記については、教科書上一応検定基準の実施細則によりまして、重要なものには元号と西暦を併記することというような取り扱ひをさせていただいております。それ以外につきましては、ほかの教科につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの教科に適した形でそれぞれ著者の御判断で記述していただいております。現状でございす。

○吉田委員 それではちよつと文部省の方に聞きますが、社会とか歴史の教科書でございすね。いまもお話ありましたように、重要なものについ

ては併記する、これは当然のことだと思ひますが、西暦を先に書いて括弧西暦で書く教科書と、逆に元号で書いて括弧西暦で書く教科書と、その辺は著者の自由によつてなされてゐるようでございますけれども、今後、元号というものがきちんとして法律で決まつてくる、現在使われている昭和という元号の使用の裏づけもかなり変わつて安定したものになるということになりますと、今後の教科書のそういう年代のあらわし方でございますけれども、何か変化があるでしょうか、あるいは文部省として何らかの指導をなさる御意思はありますか。いかがですか。

○上野説明員 教科書の記述がそういうわけで教科ごとにそれぞれの目標なり内容で記述されておるわけでございますから、特に今後御質問の点等について取り扱ひをなさるとかいうようなことは全く考えておりません。

○吉田委員 長官にお願いがございますけれども、沖縄の場合、ある意味で西暦を使つておられる先進県でもあると私は思うのです。これから日本の国民におきましては、元号をきちんとそれぞれ必要なところでは使用したりなじんだりしながら、一方、国際人として西暦というものもどんなじでいかなければならない、こういう立場にあると思ひます。したがつて、せっかく西暦になじまれた沖縄の歴史を尊重しながら、かつ元号というものを若い人たちに十分に理解していただく、その辺の両面の配慮でございますね。逆行いたしました何でも元号に復帰してもらおうというふうな言い方ではなしに、大変むずかしい注文でございますけれども、何かその辺のところを十分大事にしていくべきではないかというふうに思ふわけでございますが、その点は総務長官も御同感だと思ひますが、いかがですか。

○三原国務大臣 お答えいたします。全く同感でございます。そうした温かい配慮が必要であらう。貴重な御意見を承りまして、特に感銘をいたしておるところでございます。

○吉田委員 それから今度も一度文部省の方に

お伺ひいたしますが、たとえば国立博物館とかあるいは国立美術館でいろいろ絵画とか彫刻とかを展示される場合、それが過去の人の場合、芸術作品の作者の生存年月日等が当然下に書き込まれるはずでございますが、この辺は今まで西暦でお書きですか、明治、大正とかそういうこととお書きでしょうか。今後はどうなさるお気持ちでございますか。

○大谷説明員 国が主催いたしております展覧会のような場合、作者の生存年月日、それから経歴、作品の制作年月等につきましては、現在までのところ元号に西暦を併記するという形で大行つてきておりますので、今後同様の取り扱ひをしていくということになると考えております。

○吉田委員 そこで私の考えを申し上げますと、私は、元号の国民にとつての最大の意義というのは、いわゆる明治、大正、昭和、そして次に、たとへば栄光とか英和元年とか、何かそういうふうにしていく、リンクしていくというところに最大の意味がある。そして現在生きてゐる日本人にとつて、その辺の年代の変化、それがその人のそういう元号と年によつて生き生きとわかる、感覚的にわかる、こういうところに最大の意味と、そして愛着があると思ふのです。したがつて、元号が法制化されてしまつても、非常に遠い昔の、たとえば元禄時代の絵とかあるいはもつと昔の絵だとか、そういうものを全部元号を併用しなければならぬかどうかという点で私も少し疑問を感ずるわけなんです。ということは、遠い年代をはかる尺度はやはりもはや西暦にはかなわないと申しますか、西暦できちんと教えていくことの方がはるかに国際的な世界的な整合性を持つ。そういう時代であるにもかかわらず、元号が制定されたがゆえに、そういうもう遠き昔の忘れかけておる、いまやほとんど現代人の生活にとつては大して意味を持たない昔の元号というものを全部掘り出して記憶させたり、一々書いていかなければならぬものかどうかという点で私も疑問を感ずる次第なんです、その辺で文部省と総務長官のお

考え方を聞きたいと思ふのです。

○大谷説明員 先ほど若干御説明を漏らしたかと思ひますけれども、いま先生のお話のように、古い時代のものにつきましては、現在展示をいたしておりますときも、年代と時代区分、鎌倉であるとか平安であるとか、そういう時代区分で表示をいたしております。これは美術品、芸術品をござらんになる鑑賞者の便といったような観点からそういうものを併記をして展示をしてゐる、そういうことでまいつておりますので、今後ともそういう形で展示をしていくことにならうと考えております。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

元号は使用の義務づけをいたしておりません。そこで西暦併用をやつていただいて結構でございますという態度でおるわけでございますので、そのときの使用の目的、利用される方の目的とかあるいは用途等によりまして、私は自由な選択をやつていただいて結構なものだと思ひますので、先生の御指摘の点につきましては、そういう方向で進んでまいらうと思つておるところでございます。

○吉田委員 お二人のお答えでよく理解できました、もはや言はずもなことでございましてけれども、元号がきちんと制定されたことによつて、遠い過去の非常にきちんと一世一元になつていないころの元号というものに歴史上異常なほどの焦点を当てて、それをテストに出したり受験生に無理に覚えさせるといふようなことは、まずはあり得ないことだと思ひますけれども、そういうことにならないように、これは責任ある方々の御配慮をお願いしたい。決して元号というものはそういう意味で制定されたのではなくして、いまから次の世代に続いていく、そういう人たちの年号の呼び方、それを最も現実的に合はしていかう、そこに混乱をなくしよう、こういう趣旨だと私は思ひますので、これは御希望を申し上げておく次第でございます。

次に、宮内庁の方に聞きしたいのでございま

すが、昔の元号というものは四書五経の中から漢字を選んで意味を持たせた。またその決定に当たつては、お公家さんが何人か集まつて難問の儀というのをなされて、いろいろいまで言う討論のやうなものをなさつてお決めたつたというふう聞いております。明治、大正、昭和という三つの年号はやはりそういう古き伝統と申しますか、儀式と申しますか、そういう四書五経の中から同じような形式で選ばれたものかどうか、まずお聞きしたいと思ひます。

○清水政府委員 私の方から答弁をさせていただきますが、御指摘のとおり、明治、大正、昭和という三つの元号につきましては、その出典と申しますか、それはいずれも中国のいまお挙げになりましたような古典のいずれかによつてゐるというふうな理解をいたしております。

それで従前の元号はおおむねそういう範囲から選択をされてきたということは、歴史的にも言われておるわけでございますが、ただ、今回政府として御提案を申し上げておりますこの元号法案のもとで今後の、将来の元号を選んできいくという場合に、その関係がどうかということでございますけれども、この点につきましては、その手続として申し上げておりますところの学識経験者に元号としてふさわしい候補名を御考案いただくことを考へておるわけでございまして、したがつて、その方々がどういふような根拠なり典拠なりからふさわしいものをお考へになるかということはお願ひをした方々の御判断の問題かと存するわけでございまして、私どもの立場から、今後におきましても、たとえば従前と同じような範囲の古典に限るべきものであるかというふうなことだわつた考へ方はとらない方がいいのではないかと申すように考えております。

○吉田委員 まさにそのとおりだと思ふのであります。私たちは元号の遠い歴史はそれなりに一つの元号の源流として尊重したいと思ひますけれども、これから向こうに向かって年代あるいは年の呼び名を決めていくこととございまして、そ

ういう点では古いものに余りこだわらないで、むしろ変化しつつある現代の本当に日本人が今後もしなめる、そういう字の中から選んでいく、そしてまた、そこに何となく感ずるイメージと申しませう、そういう人気のある、なじみやすい、愛しやすい、そういう元号というものを選び出していく、こういうことが非常に大事だと思うのです。

そこで、私からも申し上げたいのでございますが、さきの鈴木委員や他の委員の方々からいろいろ御意見がありましたけれども、この元号の決め方につきましては、この際思い切って近代的な手法を用いられるべきではないか、あるいはできないだけ民主的な方法を取り入れられるべきではないか、私はそういうふうに考えます。間違っても秘密裏に閉鎖的に事を決めるということは、現代から未来にかけてのこれからの日本人には大変なじまないことだと思います。

そこで、私の提案でございますけれども、学識経験者の選定でありますけれども、先ほどの長官のお答えでは、まずは五名から十名程度というふうに一応長官の頭の中ではお考えになっているやに聞きましたけれども、私はそういう少数の方々に選んで選ぶべき問題であるかどうか。もっと衆知を集めてもいいのではないかと。場合によれば、どれほどの数になるか知りませんが、日本じゅうの文学博士全部に、ひとついい名前があれば連絡してほしいという通知を出されるのも一法ではないか。あるいは先ほど来、国会の衆参両院の議長にも相談してということでございます。これは匿名で大いに結構だと思いますが、一人一つだけ、ふさわしい元号の呼び名を参考までに出してくれないかという方法もあると思うのです。あるいは全国の知事ぐらいには、全部の知事に適当な、素材として考えがあれば新しい元号の呼び名を出してほしい、こういう協力の求め方もあると思うのです。国民投票にするとか国民に公募するといつても、これはかなり大変なことでございますけれども、私は、いま申しましたような範囲で

あるならば、決してそんなに混乱が起こるわけでもなし、また時間的にもそれほど期日を必要とするとも思わないわけなんです。

ただし、一挙に質問して申しわけありませんが、仮に陛下がお元氣なとき、あるいはだんだん御病氣が進んできたとき、そういう事柄の中でそういう多くの方々に参加していただき、そしてできるだけ民主的に、できるだけ近代的に、かつ公開しながら新しい元号を選定する作業をやろうことは、やっぱり人間社会でございますから、いかに天皇でおられまして、少しお互いに氣を使わなければならぬ問題だというふうに思うわけでございます。

そこで、私の考えといたしましては、天皇が亡くなられて次の天皇が即位される、その日から一兩日に次の元号を決めなければならぬということにも必ずしもこだわらなければならないと思うのでありまして、できれば三カ月ぐらいの期間を置いて、あるいは少なくとも一カ月ぐらいの期間を置いて、その間にいま申しましたような手続をとりながら、できるだけ衆知を集め、良識を結集していくという方法は、決しておかしいことではないと思うのです。

それからいま一つは、いまの元号でやや不便であります点は、さつきも鈴木さんからお触れになりましたように、元号が変わり目でラップしていくことでありまして、したがって、通算する場合に非常に厄介でございます。私の場合なんかでも、大正十五年十二月四日生まれでございますから、生まれまして何にも意識のない間に年を越してすぐ昭和二年になっておりました。大正生まれでありながら、昭和五十四年で満は五十二歳というわけですから、聞いている方が不思議な顔をするわけでありまして、一々説明も大変でございますが、そういう現象が起きてくるわけでございます。

したがって、元号というものを将来に向かって近代的に存続させていくためには、いわゆる贖年方式と申しますか、そういうものをこの際思い切

って採用なさってもいいのではないかと。もっと詰めて申しますと、その年の、前の天皇の在位の日数と新しい天皇の在位される日数の多い方をとる。そしてそれまでの、前の天皇の分が在位したとえば数カ月あったとしても、それは後日新しい元号に読みかえるというふうなことがあっても決しておかしいことだとは思いませんし、また、前の天皇が十月、十一月ごろまで御在位であるとするならば、次の天皇におかわりになってからもその翌年、しかもその間にいま申しましたような数カ月の余裕期間を置いて、国民の十分な参加と納得を求めながら新しい年号を決めて、そしてその翌年はその元号から出発する。それは後で読みかえればいいわけでございますから、必ずしも一月一日でなくともいいと思うのです。そういうふうにいいたしますと、元号それ自身が持つ近代的性と申しますか、いろいろな計算にも非常に間に合ってくるわけでありまして、そういうことをこの際思い切って新しく出発されることは、現時点の国民生活にも大変歓迎される一つの方法ではないかというふうに思うわけでございます。

それからいま一つのお願いは、やはりこういう時代でございますから、みんな若者たちも、非常に煩悩なむずかしい字、それがよしんば当用漢字であつても、そういうものに非常に煩わしさを感ずっている一般的な傾向にございます。したがって、元号をお決めのなる場合、選ばれるその字というのはできるだけみんながなじめるような、煩悩でない、そういう文字であつてほしいと思うのです。慶応とか宝暦とか、こんな元号に似たような元号が生まれますと、これからの日本人は、これは書くだけでも厄介だ、やはりそんなものではということで大変な拒絶反応が自然に起こってきたり、せつかくよかれかしと思つて存続した元号が大変中途半端なものになったりするおそれがあると思うのでございます。

何やかや一度に申しましたけれども、それは多少関連のあることでございますので、いま申しました諸点につきまして長官から、あるいは関係者

の方々から御答弁をいただきたいと思うのです。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

いろいろな御意見がございましたが、一応整理をいたしますと、元号の選定の手続についてお話をいたしました。特に近代化ということを考えていけば、あるいは民主化という立場を尊重せよ、ついでには公開的であつてほしいというようなことございまして、非常に貴重な御意見として拝聴をいたしておるところでございます。

なおまた、候補名を策定願う人選等については、五名とか十名とかいうことに余り限定せず、もう少し幅を広げてみてはどうか。衆参の国会において、正副議長というところから、衆参の事ぐらいに候補名を選定してもらおうというふうなことも考えてみることに民主的あるいは公開的であるし、また幅広く国民の意思を聞くということになりはしないか、国民からなじまれるものになりはしないかという御意見でございましたし、また、元号がオーバーステップすることがあるということについて、みずからの生年月日等も申されまして、そういうことは避けていくべきではないかと自分では思う、長期的な尺度で見るとどうも不適当な感じがするぞ、注意をすべきであらう。また候補名については、よい候補名、なじめる候補名、平易なものであつてほしいというふうな貴重な御意見がございました。いずれも貴重な御意見として拝聴いたしましたし、今後のこうした手続、また最終的な選定等について参考になさせていただきます。ただきいたと考へておるところでございます。

○吉田委員 長官、私が特に申し上げたいのは、率直に申しまして、国民は確かに明治、大正、昭和に続く元号がなければ困る。その元号というのは、われわれ日本の国民生活にとつてもはや捨て去ることのできないものである。それは五十年、百年、二百年先は知りませんが、当面われわれとしてはなくてはならない年号なのだという気持ちがあるわけなんです。しかし、同時に、何か古い、押しつけられるものだというような感じも現

に一部分はあるわけです。私は、そういう点で元号というものが本当に国民に愛されて、みんながなじんで、おれたちが使っている日本の元号なんだという気持ちの高まりを存続させていくということとは、大変大事なことだと思ふのです。

そういう点では、いつぞや福田前総理が奈良へ見えまして私にもちょっと同席いたしましたし、国民投票をしたらどうかとそのときの総理に申しましたら、確かにいいと思う、しかし非常にあわただしい決定期間にそういうことはできないしなあというお話でございました。私は何も国民投票とか広く国民に応募させるという意味ではなしに、しかるべき方々から一定の期間に名案をどんどん出してもらうということなんです。

子供の名前をつけるのでもわれわれはなかなか苦労するのでございまして、まして国家的な年号の呼び方、元号を決めるということは、これは考えればなかなかむずかしいことだと思ひます。しかも、一たん決めれば長期にわたって使われなければならないし、また歴史的な一つの区切り、節になるわけでありまして、そういったしつと、できるだけ数多くの方々の意見の中から選んだのだということ、みんなが直接、間接に参加したのだという意識を国民が持つことは非常に進歩的なことだと私は思ふのです。

もとより、しかるべき学識経験者が数名でお決めにしても、恐らく、決まる名前は一つでございまして、かなりの確率、選ばれた名前が出てくるだろうとは思ひますけれども、その選過程において数名の方が密室で審議をこらされたのではなくて、もちろんそういう方々がまじっても結構ですが、国民各界各層を代表する人たちが出し合った中から慎重審議されて一つが選ばれたのだということになりますと、国民の感じ方がずいぶん違うと思うのでございませぬ。

ですから、そういう点で新しい選考方式、そしてまた総務長官自身がその選ばれる担当者になれるか、あるいはその次の総務長官がなれるのかわかりませんが、ともかく新しいイメージが国民の中からわいてくるような非常に工夫した元号が次々と伝えられていく、そういう新しい出発にしたい、そういうのが私どもの強い念願でございませぬ。重ねて、ただ承りましたと言ふのも承るしか方法がないと思ひますけれども、何かそういう考え方が私は正しいと思ふのですが、長官はいかがお考えでございませぬか。

○三原国務大臣 お答えいたします。非常に貴重な御意見として拝聴いたしましたし、今後の諸般の準備について大いに参考にさせていただきますと思ひます。

○吉田委員 と同時に、そういう方法をおとりにするならば、いわゆる年号方式といふことが、ラップさせないで長い方を取ることによつて、余裕期間を置かなければそれができないと思ふわけでございませぬし、オーバーラップしないように改めていくこともこれから大変合理的なことだと思ひますので、その辺は特に今後の政府自身で御検討を進められるときの一つの考え方としてお考えいただきたいと思ふわけでございませぬ。それから、追号の問題、贈り名の問題についても、先ほど鈴切さんから御質問がありましたけれども、お答えを聞いておりました、結局いまは何の根拠もない、したがってこのままでは昭和天皇という呼び名になるのか、全然別なお名前になるのか、それさえも何ともわからないということのようございませぬ。

私は、象徴天皇というものが国に存在し、そしてこういう元号が国民生活の中になじんで国民相互間の年齢の呼び方とか出生年月日の呼び方とかいろいろな面で非常に愛用されていくということになりますと、元号がそのまま天皇に贈られるということとは天皇御自身においても決して拒絶なさることはあり得ないと思ひますし、また、歴史的な流れの中で元号はこうだった、そのときの天皇の名前はこうだったというように、そのとき非常に複雑に展開していきまして、それはかえってわが国の歴史の流れを難解なものにするばかりだと思ふわけでございませぬ。したがって、私はこの問題につきましても、決してそれが天皇制を強化することにも何らならない問題だと思ひますし、ひとつ政府におかれましては一刻も早く研究して何らかのきちんとした方針をお出しになる、またそれに基づくいろいろな手続を踏まれることを急がなければならないと思ふのです。一つ一つが場当たり的にせつぱ詰まってきたら答えを出すということではもはや許されないと思ふのです。これほど高度に発達した、これほどの近代国家がいまごろこういう重要な諸問題についてもほとんど何も決まっていなくて、もつと小さい問題でもことごとく法律に書き込まれていく近代的な法治国家にあつて、こういう問題に多くの欠落点があるという点は、私は非常に残念だと思ふわけでございませぬ。その点、長官はいかがお考えでございませぬか。

○山本(徳)政府委員 元号と追号が法令的に直接関連するものではないという点は、御指摘のとおり私もさように存じておるわけでございませぬ。で、明治憲法下におきましても、同じく皇室令関係からいきましてもそれぞれ二本立てという関係からいきましてもそれは変わっていないこと、その点は現在もまたまは変わっていないこと、存するわけでございませぬ。そういうような状況のもとにおきまして、追号についての法令は現在ないということとございませぬので、過去の例といつたことを参考にしながら必要な場合には決定をしていかなければならないということになるわけでございませぬ。そういう点から考えてまいりますと、明治、大正という二つの近き先例というように、なことの状況も踏まえた上で、新しい状況のもとにおいて考えていくというようになつてまいることであると思ひます。

ただ、論理的には二つのものは別でございませぬので、必ずこういふかっこうに運動するものというところではございませぬけれども、そういう過去の経緯というところも十分考慮して研究を進めていくというところとございませぬ。まあ事が事でございませぬから、いま直ちにどうこうという方針だとかなんとかいふものがあるわけではございませぬけれども、その点は十分踏まえた上で考えてまいりたいと思ひます。

○吉田委員 最後に、私の考えでは、国民生活の中の様式というものは、理屈ではなかなか変わらないうち面と変わる面とを両方ある。たとえば次元は違ひますけれども、尺貫法の場合でもそうでありまして、距離なんかはほとんどメートル法で、みんなその方がよくわかるようになります。

〔竹中委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、広さの点でございませぬ、何平方メートルとか何アルと言つたてなかなかなじみませんで、結局坪とか何反とか何町歩とかいふのが依然として生活の中にきちんと根づいていっているわけですね。これは畳の数から勘定が合うわけでございませぬし、家の構造が何間何間ということでも多く建っているわけでございませぬ。

そういうふうな、すべての国民生活は現実にあるものと整合性を求めながら一つの習慣、制度といふものが成り立つておると考えるわけでございませぬ。そういう点で、元号が今後も存続することとは、大部分の日本国民がきわめて歓迎するところだろうと私は思ひます。しかし、先ほど申しましたように、それは古き物の単なる継続ではなくして、むしろ賢明な日本人が西暦と元号とを巧みに併用しながら生活の知恵を出していく、そういう点でむしろ非常に新しい出発だと思ふわけでございませぬ。

そういうなじまれる元号が早急に法制化され、しかもそれがいろいろ新しい知恵の限りを生かして、総務長官を中心としてきわめて現代的な出発をされますように心から期待いたします。私の質問を終わることにいたします。

○蔵内委員長 次回は、来る十三日金曜日正午理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十八分散会